

# 自己点検・評価報告書

2018年4月1日

甲南大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	9
1-4	法科大学院の自主性・独立性	16
1-5	情報公開	18
1-6	学生への約束の履行	20
第2分野	入学者選抜	22
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	22
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	28
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	32
第3分野	教育体制	35
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	35
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	38
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	41
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	43
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	44
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	46
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	49
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	51
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	51
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	54
第5分野	カリキュラム	56
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	56
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	59
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	62
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	64
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	67
第6分野	授業	70
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	70
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	73
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	77
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	80

6-4	国際性の涵養	83
第7分野	学習環境及び人的支援体制	84
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	84
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	866
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	88
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	90
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	93
7-6	教育・学習支援体制	95
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	97
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	100
第8分野	成績評価・修了認定	102
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	102
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	106
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	109
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適格認定)	111
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	111
別紙1	教員個人調書	
別紙2	6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係	

(様式例)

第1 法科大学院の基本情報

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 大学(院)名             | 甲南大学      |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法学研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月               | 平成16年4月   |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者      |           |

氏名	渡辺 颯修
所属・職名	法学研究科 教授(研究科長)
連絡先	078-435-2619

5. 認証評価対応教員・スタッフ

① 氏名	櫻田 嘉章
所属・職名	法学研究科 教授(研究科長代理)
役割	自己点検・評価委員
連絡先	078-435-2615

② 氏名	梅本 剛正
所属・職名	法学研究科 教授
役割	自己点検・評価委員長
連絡先	078-435-2421

③ 氏名	宮川 聡
所属・職名	法学研究科 教授
役割	自己点検・評価委員
連絡先	078-435-2768

④ 氏名	小舟 賢
所属・職名	法学研究科 准教授
役割	教務委員長兼 自己点検・評価委員
連絡先	078-435-2769

- |       |   |
|-------|---|
| ③ 氏名  | 藤本 佳和   |
| 所属・職名 | 法科大学院事務室  |
| 役割    | 課長  |
| 連絡先   | 078-435-2605  |
| ③ 氏名  | 位原 美智子  |
| 所属・職名 | 法科大学院事務室  |
| 役割    | 専任役   |
| 連絡先   | 078-435-2605  |
|       | <u><a href="mailto:ihara@adm.konan-u.ac.jp">ihara@adm.konan-u.ac.jp</a></u> |

※本件に関する連絡先

甲南大学学長室

所在地：〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8 - 9 - 1

TEL : 078 - 435 - 2318

Mail : o-president@adm.konan-u.ac.jp

甲南大学法科大学院

所在地：〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8 - 9 - 1

TEL : 078 - 435 - 2605

Mail : lawschool@adm.konan-u.ac.jp

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2018年度(第三期)の認証評価機関は、公益財団法人日弁連法務研究財団に変更することとし、2016年(平成28)年10月27日に日弁連法務研究財団事務局を訪問し説明を受け、質疑応答をするなどして、第二期までの大学基準協会の認証評価の内容手続きの異同等について確認した。なお、同日に開催された甲南大学自己点検・評価運営委員会において、認証評価機関の変更について承認されている。そのうえで、本学法科大学院教授会の下に設定された自己点検・評価委員会(委員長;梅本剛正, 委員;渡辺颯修, 櫻田嘉章, 宮川聡, 小舟賢)は、2017(平成29)年3月13日に作成手順や原案作成の分担等を審議し決定した。2017(平成29)年5月8日の自己点検・評価委員会において評価基準などについての疑問点などを洗い出し、2017(平成29)年5月12日に日弁連法務研究財団と打ち合わせを行った。2017年6月6日にFD委員会と自己点検・評価委員会の合同委員会を開催し、主としてFD関係について調査すべき内容等を確認した。同年8月の夏季休暇中に分担して担当箇所の原案を作成し、9月19日に自己点検・評価委員会で作成した原案を教授会で確認し、法科大学院第一次原案を確定した。同年10月27日、甲南大学自己点検・評価調整委員会(甲南大学自己点検・評価運営委員会の下に置かれ、必要に応じて大学全体の観点から自己点検・評価及び調整を行う。委員長;稲田義久(副学長), 委員;伊豫田隆俊(学長補佐), 森永真綱(学長が推薦する者・法学部准教授))より変更・修正の提案を受け、11月30日に法科大学院第二次原案を教授会構成員に配布し意見聴取を行った。12月5日に自己点検・評価委員会で二次案を確定し、12月8日の教授会で承認を受けた。

2017年12月18日に法科大学院と自己点検・評価調整委員会との間で、自己点検・評価報告書に係る相談を行った。2018(平成30)年1月19日に甲南大学自己点検・評価調整委員会より修正の提案を受け、2018(平成30)年2月20日に自己点検・評価委員会の第三次原案を作成し、2月23日の教授会で審議し「自己点検・評価報告書」を決定した。

## 第3 自己点検・評価の内容と結果

### 第1分野 運営と自己改革

#### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

#### 1 現状

##### (1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、「甲南大学法科大学院における教育基本方針」<sup>1</sup>にも示しているように、「本大学が経済界に有為な人材を育成してきた伝統を生かして、「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主な目的としてこれに必要な教育を実施」することとしている。カリキュラムにおいても法曹としての基本を身につけるべき法律基本科目、法律実務基礎科目を充実させているのは当然のことであるが、基礎法学・隣接科目群そして特に展開・先端科目群では、ビジネスに関連する科目を多く配置している<sup>2</sup>。近年は、昼夜開講制度を利用して地方公共団体から本法科大学院に入学する社会人学生・科目等履修生が増加してきたことなどから、地方公共団体の組織内弁護士の養成という点にも目配りし、カリキュラム等の改革を進めている。

##### (2) 法曹像の周知

###### ア 教員への周知，理解

(ア) 専任の教職員に対する周知は定期的なFD活動<sup>3</sup>や教授会における議論等を通じて、徹底している。

(イ) 非常勤の教員に対しても依頼の際に、本法科大学院作成のパンフレットや諸活動を示す新聞記事などを使って、本法科大学院の教育理念・養成すべき法曹像などについて説明し理解を得ている。

###### イ 学生への周知，理解

学生には、入学前の説明会や新入学生に対するオリエンテーション等において、説明を行っている。在学生に対しては、「企業法務論」は必修科

<sup>1</sup> A32 法科大学院ホームページ「甲南大学法科大学院における教育基本方針」  
<http://www.konan-u.ac.jp/lawschool/profile/education.html>

<sup>2</sup> A5 「甲南大学 法科大学院規則」第1条の2

<sup>3</sup> A6 FD委員会議事録

目であるところ、開講の際に、本講座の趣旨が、カリキュラムの中で、ビジネスに強いローヤーとなるための基盤作りをするものであることを授業担当者である法科大学院長が説明している。2012年6月に行ったアンケート結果によると、78.8%の学生が上記教育目的を知っていたと回答している<sup>4</sup>。

#### ウ 社会への周知

全学及び本法科大学院のホームページや大学院案内を通じて、社会一般に広く明らかにされている。入試説明会では企業法務を扱う修了生弁護士との座談会を乗せたパンフレットを使って受験生に対して本法科大学院の特徴を明確に説明している。特に、入学後のミスマッチを防ぐためにも、カリキュラムの方向性は明確にしている。また、入学説明会では入学者に対して説明を行っている。これらの取組により本法科大学院の法曹像は周知されており、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える声が学生からあがったことはない。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

後述の「4 改善計画」で詳述するように、新たな取り組みにも力を入れている。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、本法科大学院の理念に基づいたもので、十分に明確である。また、受験生・学生・教職員を通じて本法科大学院が養成しようとする法曹像は周知徹底されている。

### 3 自己評定

A

[理由]養成しようとする法曹像が非常に明確であり、関係者に十分に周知されている。

### 4 改善計画

現在のところ養成する法曹像を変更するには至っていないが、広義のビジネスに関わる法曹の養成を一步進めて、自治体などの組織内弁護士の養成という方向にも力をいれようとしている。カリキュラムにおいては、

---

<sup>4</sup> A33 2012(平成24)年6月実施『甲南大学法科大学院の教育理念・目的に関するアンケート集計結果』

新たに「政策法務」を2018（平成30）年度後期に開講し、既存の「自治体法務」（筑波大学提供）、「公共法務論」（神戸市協力）と併せて「自治体トライアングル」講座として広報活動を行うことを考えている。

引き続き本法科大学院の養成しようとする法曹像の周知徹底に努めていきたい。

## 1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 現状

#### (1) 貴法科大学院の特徴

本法科大学院は、本学創立者・平生鈞三郎の教育理念を現代社会において実現するという理念のもと2004(平成16)年4月に開設された。本法科大学院では優れた人材を多数輩出してきた甲南大学の伝統に沿う「広義のビジネスに関わる法曹の養成」を目的とし、以下(2)に述べる取組みを行っている。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取組み

広義のビジネスに関わる法曹養成という本法科大学院の特徴を追求するための取組みは以下のとおりである。広義のビジネスに関わる法曹養成という場合、ビジネスにさほど縁がない新卒学生などと、企業にすでに就職するなどしてビジネスに関わっている者の2つを区別することが可能である。

##### ・ビジネス系のカリキュラム構成

「企業法務論」を必修科目とし、展開・先端科目に多くのビジネス系科目を配置するなど、カリキュラムに広義のビジネスに関わる特徴が反映されている。このことにより、現にビジネスの現場で活躍している有職社会人は、自己のビジネスにおける専門性をさらに磨き、あるいは新たな専門性を獲得することができる。また、ビジネスにさほど縁がない新卒学生についても、ビジネスの現場の息吹を感じることで、無理なく将来のキャリア形成の基礎を築くことができる。

##### ・社会人学生の受け入れ

受験段階において社会経験を付加点として評価するなど社会人の受け入れを促すとともに、昼夜開講・秋入学制度や長期履修学生制度、大阪梅田方面からの通学に便利な西宮教室の開設などを導入し、有職社会人が学びやすい環境を整備し、多忙な有職社会人が法曹資格を取得できるようにハード・ソフト両面で配慮している。

このことにより、企業等に所属している有職社会人学生の数は2014年度1名、2015年度6名、2016年度9名、2017年度6名と以前に比べて大幅に伸びている。企業内弁護士の数も創設以来累計で7名となるなど本法科大学院の規模からみて大きな比率を占めている。

#### (3) 取り組みの効果の検証

入試検証委員会が、入口において実務経験者がどれだけ受験するか、検

証している。出口については広報委員会・就職支援委員会が、企業内弁護士となった修了生や社会人として本法科大学院を修了し法曹資格を得た者の数を確認し、ビジネスに関わる法曹養成のための取組みが効果を上げているか、年に1度検証を行っている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

カリキュラム面においては、有職社会人が科目等履修生制度を利用してビジネスの最先端を学べるリカレント学習に最適な展開・先端科目（リカレント科目）を少しずつ増やしている（本法科大学院の学生も受講可能である）。1科目あたり90分講義・8回・1単位のユニットとしている（「登記実務」、「実務労務管理」、「自治体法務」は開講済み。2018年度に「政策法務」開講予定）。修了した弁護士と有職社会人、自治体公務員が本法科大学院のリソースを活用して実務と理論を学び直して企業法務を支える力となる場を提供することを目的としている。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本法科大学院が特徴として掲げている内容は、十分に明確である。また、入口においてビジネスに関わる社会人の受験生・入学生が大幅に増加していることや、出口において企業内弁護士数が相当数存在することは<sup>5</sup>、本法科大学院の特徴の追求が、一定の成果を生んだ結果とみている。

### 3 自己評価

A

[理由] 特徴の明確性、取り組みの適切性が、いずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

現在のところ、本評価基準に関して具体的な方策を検討するに至っていないが、事柄の性質上、不断の改善策を講ずることが必要であると認識している。

---

<sup>5</sup> A34 司法試験合格者の進路

## 1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

## 1 現状

### (1) 組織・体制の整備

本法科大学院において自己改革を目的とする組織には、教授会を中心に、次の9つの委員会が設けられている。FD委員会、人事政策委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会、入学試験実施委員会、入学試験検証委員会、情報公開委員会、広報委員会、就職支援委員会である（「甲南大学法科大学院規則」8条の2）。また、大学全体の活動として、毎年度「活動目標と方針」及び「活動目標と方針に関する結果報告」を提出し、全学の自己点検・評価運営委員会で発表している。

### (2) 組織・体制の活動状況

本法科大学院の規模から、多くの自己改革を目的とする活動は教授会で行われることが多いが、自己改革のための方針が教授会で示され、それを踏まえて各種委員会において検討作業を経て具体的な提案等が教授会で審議され決定されるのが一般的である。各種委員会は毎年4月に人選が行われ、初回の委員会において互選で委員長が決定されている。教授会の議事録はもとより委員会の議事録も作成保管されている。教授会において常に課題が議論されているため、すべての教員の参加の下で自己改革に向けた取り組みがなされている。

## ア FD委員会

年に数回程度開催され、後述するFD関連の事柄について検討を行う。

イ 人事政策委員会

主に専任教員の退職などの事由が生じた場合に、後任人事の人選などのために、必要に応じて開催されている。

ウ 教務委員会

年に数回程度開催されている。必要に応じてFD委員会との合同委員会となることがある。

エ 自己点検・評価委員会

委員会としては認証評価機関の選定や基準への対応について、必要に応じて開催されている。平時においては、カリキュラム・入試制度の変更が議論される際に、その都度、評価基準との関係などについて個々の委員が教授会等で意見を述べる形をとることが多い。

オ 入学試験実施委員会

入試制度の変更を行う場合など必要に応じて開催している。

カ 入学試験検証委員会

年に3回程度開催されている。入試実施後に、当該入試の実施体制等について検証するほか、随時、入試の成績とその後の成績の関連性を追跡調査する等している。

キ 情報公開委員会

情報公開請求があった場合に必要に応じて開催され、請求のあった情報の公開の是非について審議し教授会に提案をしている。

ク 広報委員会・就職支援委員会

必要に応じて適宜開催し本法科大学院の広報戦略及び就職支援について議論している。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

・過去5年間の入学者競争倍率（2-1に記載いただく表と同じです）

	受験者数	合格者数	競争倍率
2014年度	100人	54人	1.85倍
2015年度	88人	59人	1.49倍
2016年度	143人	83人	1.72倍
2017年度	138人	68人	2.03倍

2018年度	133人	64人	2.08倍
--------	------	-----	-------

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、追加提出してください。

・過去5年間の入学定員充足率（7-2に記載いただく表と同じです）

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2014年度	26人	15人	57.7%
2015年度	20人	16人	80.0%
2016年度	20人	25人	125.0%
2017年度	20人	18人	90.0%
2018年度	20人	人	%
平均	21人	人	%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。  
 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。  
 3 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。  
 4 「n年度」は評価実施年度を指す。上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加でご提出ください。

※2018年度データについては、確定次第追加提出いたします。

(ア)教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

教育体制の改善については、本法科大学院を挙げて継続的に検討している。特に2014（平成26）年度からの昼夜開講・秋入学制度、長期履修学生制度などの導入を巡り、制度導入の可否と運用のあり方等についてFD委員会、教務委員会で検討し、教授会において最終的に実施導入を決め、学長、理事長に報告し、学園としてもこれを実施することを決めている。その後、昼夜開講・秋入学制度の導入は、いずれも本法科大学院としても全国的にも前例のない組み合わせでの法曹養成であるため、必要に応じて改善策を講じてきている。

たとえば、大阪方面の職場で勤務する有職社会人学生が終業後に授業を受けるにあたり、職務上の必要から遅刻する学生が散見されたため、教務委員会・FD委員会の提案を受けて、通学上の便宜を図るため、阪急西宮北口駅の近くにある本学西宮教室で遠隔授業を行うこととした。西宮教室開設に伴い、オフィスアワーのあり方についても、教務委員会、FD委員会の検討を経て、教員は週に2回これを実施すること、1回は夜間対応とすること、かつ西宮教室でも質問等ができるように法科大学院棟のICT接続の演習室待機とすることなどが決まり実施されている。また、特に西宮教室に通う学生のための特別講師（アカデミック・アドバイザー（AA））

によるオフィスアワー実施についても教務委員会の提言を受けて、教授会でも確認の上、実施できるようにした。教授会審議の中で、先述のリカレント科目の充実、筑波大学法科大学院との連携強化（単位互換の実現、「自治体法務」受信・「登記実務」配信の実施と継続など）の成果が生まれている。

#### (イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

入試実施委員会、入試検証委員会での検討を経て、教授会として競争倍率が2倍を下回る状況を改善するための議論を継続した。その検討を踏まえて、状況を打開するため、教授会や入試実施委員会等において具体的な改善策の検討を継続的に行った。かくして次のような取組みを実施している。

- ・受験生の掘り起しとして、昼夜開講・秋入学制度の導入。
  - ・2016年度より西宮教室の開設。
  - ・広報・就職委員会企画としての各種の効果的な宣伝の実施。特に、年間を通じての授業参観型進学説明会の継続実施。
  - ・大阪、兵庫県の各弁護士会に対する科目等履修生制度の活用の宣伝。その波及効果として弁護士周辺層への法科大学院の情報提供等など。
- 以上の結果、2017年度入試において競争倍率2倍以上を確保する成果が見られた。これを今後も継続する。

#### (ウ) 定員充足率の確保

本法科大学院では、2013(平成25)年に定員50名のところ、受験者数66名、入学者数13名という状態になった。以後、入試実施委員会、検証委員会での検討を踏まえて教授会を挙げて「定員充足率」という観点からも、どう運用を改善して、危機を脱するのか、その後安定させるのかが議論となっている。有職社会人が入学しやすいインフラを整備することを中心に改善するため、昼夜開講・秋入学、西宮教室開設など施策を講じるなどした結果、秋入学の段階での入学者が毎年一定数確保できるようになった。2016(平成28)年秋入学と2017(平成29)年春入学生を合わせると、定員充足率については、直近で90%と相当比率を確保している。

#### (エ) 公開された情報に対する評価や改善提案に対応しているか

現在のところ、ホームページ、パンフレット、各種説明会などで公開している本法科大学院のあり方に対して、検討すべき評価や改善提案はない。本学園内において、本法科大学院は、概ね5年を単位とする学園の戦略プロジェクトとして実施しており、毎年の理事会で必ず現況報告を行って、継続の可否・当否を検討している。理念などに対する批判や存続を疑問と

する面からの批判もない。このため、他からの評価、改善提案への対応としての取組みはない。

(オ)法曹に対する社会の要請の変化をどのようにとらえているか

全国的に適性試験の受験生が激減する中、法曹志望者が大幅に落ち込んでいることは、本法科大学院の入試においても大きな影響を与えている。他方で昼夜開講・秋入学制度導入の経験を通じて、企業や官公庁に勤務しながら、法曹資格を得ようとする有職社会人からの需要の大きいことを認識した。引き続きこの需要に応えていくことにより、甲南大学法科大学院ならではの、と言える甲南ローヤーが育つ環境を維持する。それによって法科大学院として存続しつつ、社会的な責任に応えることにもなる。上記認識に基づいて、教授会において文部科学省法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを検討して実施を決めている。

- ① 「昼夜開講」・「秋入学」, 「テレビ会議方式・遠隔授業」で学ぶ「西宮教室」開設ー多様な社会人が夜間に学ぶ法科大学院
- ② 企業法務を支える「ビジネスに強い甲南ローヤー」が育つ段階的な教育プログラムを提供し、これを踏まえて、「弁護士の職域拡大」のために、ユーザー目線で「弁護士バリア・フリー」を実現する取組み
- ③ 法学未修者のための法律基本科目の習熟度向上プログラムを基本とする学習指導の徹底

イ 修了者の進路に関する問題の把握, 検討, 具体的取組み状況

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
2013年度	75人	42人	10人	13.3%	26.8%
2014年度	74人	41人	7人	9.5%	22.6%
2015年度	66人	41人	11人	16.7%	23.1%
2016年度	49人	31人	6人	12.2%	22.9%
2017年度	39人	28人	6人	15.4%	25.9%

[注] 1 「司法試験受験者数」には、出願者数ではなく、実際に司法試験を受験した人数を記載してください。

2 「n年度」は、上期の評価の場合、評価実施年度の前年度、下期評価の場合、評価実施年度を指す。下期に評価を実施する場合、本報告書提出時点で、評価実施年度の数値が判明していない場合は、空欄のままご提出ください。

司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報は、教授会等で資料を配布して確認はしているが、当該情報と関連付けて法科大学院の恒常的な改善を図る作業は必ずしも活発になされてきたわけではない。司法試験の合格者は把握されていたものの、短答試験の合否や各科目の成績など、司法試験を受験した修了生の成績等のデータ把握がほとんどなされておらず、必要なデータを集めるには至っていない。司法試験合格者の所属先などは事務局において毎年調査し、把握している。修了生の進路等の把握については、広報委員会・就職支援委員会において個別の修了生を通じて他の修了生の情報を得たり、修了時の連絡先に現状報告を求める通知を送るなどこれまで数々の努力を重ねてきたが、依然として十分に把握するには至っていない。とりわけ司法試験受験を継続しない者と本法科大学院とのつながりが弱いという点は否めないところである。

なお、修了者の司法試験合格率の現状をふまえて、教授会・教務委員会において検討を重ねた結果、2015年度以降入学生においては、後述の通り、GPA要件の導入を含む進級条件の厳格化を行っている。近年は、修了後1年目の修了生における司法試験合格率が上昇傾向にある。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

各方面に広報活動を行うとともに、潜在的受験生の掘り起しのために、入試制度の変更などを定期的に行っている。これにより新たに受け入れた有職社会人学生がよりよく学べる環境を整備するために、昼夜開講・秋入学制度、西宮教室の遠隔授業、諸種のカリキュラムの改善や夜間のためのアカデミック・アドバイザーの設置など必要な制度改革を行い、より多くのビジネスローヤーを養成できるよう努めている。

#### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

教育体制の改善については、主としてFD委員会、教務委員会が担っており、第4分野で詳述するとおり、すべての教員の参加の下で一定の成果を上げている。他方、入学者選抜における競争倍率の確保・定員充足率の確保については、これまで定員充足率の確保を優先し、そちらについては一定の成果を上げてきたものの、入学者選抜における競争倍率の確保が等閑にされてきた感が否めない。教授会として問題自体は認識しており、昼夜開講・秋入学・西宮教室開設など有職社会人の需要に応えるべく働きかけを行うなどの対応を採ったことにより、受験生確保については改善の兆しは見えつつある。また、受験生を確保するための有職社会人需要に対応する取組みは、法曹に対する社会の要請の変化も見据えたものであり、受

験生や社会人学生の増加により、この試みは裏付けられたと考えている。

他方、修了者の進路を把握するための取組みは、上述のとおり、まだまだ改善を進めるべき点がある。修了者の司法試験合格率については、入学  
者選抜との関係において入試検証委員会が、教育課程との関係で教務委員  
会が、さらなる検証・改善のための活動を行う必要がある。また、法曹三  
者以外への進路を開拓することとの関係では、広報委員会・就職支援委員  
会が、ひきつづき検証・改善のための活動を行うことが求められる。

### 3 自己評定

#### B

[理由] 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、よく実施さ  
れている。

### 4 改善計画

修了生等に対する科目等履修生制度を活用したりカレント科目受講につ  
いて次年度には働きかけを強化する予定である。現役学生のみならず、本  
法科大学院の学生が修了後も学習意欲を高めて法曹への進路を確実にでき  
るよう、出来得る限りの環境整備に努めたい。

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本法科大学院の管理運営に関する規程等の整備に関して、以下のものが制定されている。

- ①「甲南大学学則」<sup>6</sup>(1951(昭和26年)3月15日認可)
- ②「甲南大学大学院学則」<sup>7</sup>(1964(昭和39年)3月31日認可)
- ③「甲南大学運営機構に関する規程」<sup>8</sup>(1990(平成2年)3月30日理事会制定)
- ④「甲南大学専門職大学院規則」<sup>9</sup>(2003(平成15年)11月27日認可)
- ⑤「甲南大学法科大学院規則」<sup>10</sup>(2003(平成15年)11月27日認可)
- ⑥「甲南大学法科大学院教授会規程」<sup>11</sup>(2004(平成16年)6月12日大学会議制定)
- ⑦「甲南大学法科大学院長候補者選挙規程」<sup>12</sup>(2003(平成15年)6月12日大学会議制定)

教学及びその他重要事項に関する専任教員の決定の尊重については、法科大学院の管理運営に関する事項を審議するために法科大学院教授会が設置されている(「甲南大学法科大学院規則」第7条第1項)。法科大学院教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教で構成され(「甲南大学法科大学院教授会規程」第2条)、法科大学院長候補者を選出し(同規程第3条第1項)、法科大学院長が教授会を招集し、議長となる(同規程第4条第1項)。法科大学院教授会の審議決定事項は、人事、教育、カリキュラム及び研究に関する事項、入学者選抜、修了認定、学籍、学生の賞罰、その他必要な事項等である(同規程第6条)。教授会の下に各種委員会が組織され、内規も整備されている。

#### (2) 理事会等との関係

教育活動に関する重要事項のうち、甲南大学専門職大学院規則、法科大学院規則等の改正を必要とするものについては、大学会議及び理事会の承認を必要とする(「甲南大学運営機構に関する規程」28条)。また、教員人事については、教員の採用と昇格については、「甲南大学運営機構に関する

<sup>6</sup> A5-1 甲南大学学則

<sup>7</sup> A5-2 甲南大学大学院学則

<sup>8</sup> A35 甲南大学運営機構に関する規程

<sup>9</sup> A5-3 甲南大学専門職大学院規則

<sup>10</sup> A5-4 甲南大学法科大学院規則

<sup>11</sup> A36 甲南大学法科大学院教授会規程

<sup>12</sup> A37 甲南大学法科大学院長候補者選挙規程

規程」に基づき、法科大学院において「教員人事手続規程」と「教員資格審査基準」を設けて実施している。最終的には任命権のある理事長の承認を必要とする（「甲南大学運営機構に関する規程」3条）。ただし、いずれにおいても法科大学院教授会の意向が尊重され、教授会決定が覆された例はこれまでのところ存在しない。

(3) 他学部との関係

他学部との関係については、法学部・経済学部・経営学部の教員に隣接科目を中心に授業を依頼しているが、これまで授業実施等において、特段、問題は生じておらず、教授会の意向が実現できなかった例はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する重要事項について、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

3 自己評価

適合

[理由] 法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されており、また、実態としても確保されている。

4 改善計画

改善をすべき事項は特に認めていない。

## 1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容

本法科大学院では、①養成しようとする法曹像、②入学者選抜に関する事項(入学者受入方針、入学者数等)、③教育内容等に関する事項(授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画等)、④教員に関する事項(教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績等)、⑤成績評価・修了者の進路等に関する事項(成績評価・修了認定の基準、修了者数等)、⑥学生の学習環境に関する事項(施設や設備環境、在籍者数、収容定員、授業料・入学料等)⑦自己改革の取り組み、について情報公開をしている。

#### (2) 公開の方法

情報公開の方法については、本学及び本法科大学院のホームページにおいて、①～⑦の情報が詳細に紹介されている。パンフレットでは①を含む情報を掲載し、本法科大学院が「ビジネスに強い甲南ローヤー」の育成を目的とすることが明確になるように情報を整理している。入学試験要項では①、②について情報提供しているが、学内学外の進学説明会でも、プレゼンテーションの形で入試情報について提供している。「学習ガイダンス各年度版」(シラバスを含む)では①、③、④～⑥が詳細に掲載されている。冊数の限界があるので、一般配布はしていないが、大学で閲覧可能である。シラバスなど重要な部分はホームページでも閲覧できる。全学の大学院用に毎年度作成し、広く配布しているパンフレット「甲南大学大学院案内」にも、ビジネスに強い甲南ローヤーを育成するという①の他、②と③を主に掲載し、学生への進学説明などで活用している。

#### (3) 公開情報についての質問や提案への対応

受験生からの入試に関する成績の問い合わせについては、電話での口頭説明、メールでの返信など適宜対応している。不合格者の成績開示については、規程に従い開示の是非につき情報公開委員会が検討し教授会で判断したうえで、開示が必要と認めたものについては書面で回答している。上記以外のものについては、法科大学院事務室で対応している。なお、法科大学院ホームページ内に事務室の連絡先を掲載するとともに、問い合わせフォームも設けている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

授業参観を伴う説明会，学外での説明会など受験に関心を持つ人が集まる機会を増やすように努力し，そこで，口頭で直接本法科大学院の特徴などを伝えることに力を入れている。近隣大学での説明会も開催している（大阪経済法科大学，神戸学院大学等<sup>13</sup>）。進学説明会での情報提供（対面での説明）が本法科大学院では大きな効果を持っていると認識している。

2 点検・評価

教育活動等に関する情報は十分に公開されていると評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 情報公開が，非常に適切に行われている。

4 改善計画

今後も社会に対する説明責任の観点及び自己改革や教育等の改善という観点から必要な情報の開示に努めるとともに，対応方法の充実に努めたい。

---

<sup>13</sup>A38 神戸学院大学法学部生向け説明会チラシ

## 1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院がパンフレット、ホームページ、入試要項、オリエンテーション等で学生に約束した重要事項は、次のとおりである。

ア 企業法務に強い法曹を養成するためのカリキュラム整備

イ 「昼夜開講」と「秋入学」、西宮教室「遠隔授業」により働きながら社会人でも学べる環境作り

ウ 学費減免・奨学金制度

#### (2) 約束の履行状況

アの企業法務に強い法曹を養成するためのカリキュラム整備については「5-2」参照。

イの昼夜開講と秋入学制度については、すでに実施し学生を受け入れている。平日夜間開講授業を西宮教室で受講可能とし、平日夜間と土曜日の開講科目でも標準修業年限内での修了が可能で、働きながら社会人でも学べるカリキュラムの保証をしている(カリキュラムについては第5分野参照)。ウの学費減免・奨学金制度についても、約束のとおり履行され、2017年度4月1日時点の在籍者54名のうち、給付制奨学金受給者18名、学費免除対象者13名、特待生7名となっている。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

特になし。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

約束の履行はすべて問題なく実施されている。

### 3 自己評定

#### 適合

[理由] 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを適切に実施している。

### 4 改善計画

昼夜開講・秋入学制度や西宮教室の運用については、岡本キャンパスにおける昼間主学生との同等性が完全に確保されているとはいえない。この点については、入学説明会の際に十分に説明をしているものの、改善できるものについては対応したいと考えており、引き続き検討していく。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

## 1 現状

### (1) 学生受入方針

本法科大学院の学生受入方針は次のとおりである。

「上記の方針(注：「学位授与の方針」,「教育課程編成・実施の方針」)に従って実施する法曹養成教育を受ける者を次の方針で受け入れます。

#### ア 一般入学試験

一般入学者選抜においては、公平性・開放性・多様性を基本としながら、法律学の基礎的な学識を有する者、ならびに多様な知識・経験を有する者を受け入れます。また、社会人・他学部出身者については、活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、優れた素質を有する人材を受け入れます。法学既修者コースの試験では、専門筆記試験及び適性試験によって、受験者の持つ法律学の基本的な知識・能力と法曹としての基本的資質を判断して合否を決定します。法学未修者コースの試験では、小論文と適性試験の成績を基礎とし、これに、学部成績、学位、職務経歴、国家資格、社会的に有益な活動等、外国語能力などの受験生の多様な資質を加味して合否を決定します。

#### イ 未修者特別選抜(適性試験利用)

一般入学試験の趣旨を踏まえ、多様なバックグラウンドを持つ学生を全国から、一層幅広く受け入れることにより、多様な資質の法曹が育つ教育をめざして、未修者特別選抜(適性試験利用)入学試験を実施します。本入学試験では、法科大学院統一適性試験の第1部から第3部までの成績と

「第4部 表現力を測る問題」の本学基準による採点結果及び志望理由書により合否を判定します。

#### ウ 秋入学の実施

社会人が仕事等を継続しながら学ぶ機会を提供するため、前期・春学期中に実施する入学試験で合格した場合、秋入学を認めます。これにあわせて、体系的に学ぶためのカリキュラムを夜間と土曜日に開講します。秋から入学し、夜間中心に学んでも法曹を目指すことのできる制度によって、多様な法曹が育つ入試を実施します。

なお、2019(平成31)年度の入試制度の変更に伴い、受入れ方針についても以下のように変更する予定である。

#### 第1：入学者に求める基本的資質

1：本法科大学院は、一般入学試験において、出身学部の如何を問わず、社会的経験を有する者や現に職務を継続している者も含めて、次の能力・資質がある者の入学を認めます。

(1) 本法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を備えている者。

(2) 既修者については、以上に加えて法律基本科目に関する基礎的な知識のある者。

2：社会人特別選抜試験においては、有職社会人であって上記の各資質を有する者の入学を認めます。

#### 第2：本法科大学院の受験生に望むこと

本法科大学院の次の基本姿勢を十分に理解することが望まれます。

「ビジネスに強い甲南ローヤー」を目指す人の入学を求めます。

○甲南大学法科大学院（以下、本法科大学院）は、甲南大学が経済界に有為な人材を養成してきた伝統を生かして、日本の社会経済をリードする、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹、すなわち「ビジネスに強い『甲南ローヤー』」の養成を目的としてこれに必要な法曹養成教育を実施するものです。

○本法科大学院の教育課程編成、学習指導、キャリア形成支援、リカレント教育の実施、弁護士の職域拡大・業務拡大のための取組などは、いずれも法曹人が身につけるべき専門職能力の涵養を前提にした上で、「ビジネスに強い『甲南ローヤー』」が育つことを目指すものです。

#### 第3：入学者選抜方法

1：公平性・開放性・多様性ある入試を実施します。

本法科大学院は、入学試験として各種の選抜方法を実施しますが、全体として、公平性・開放性・多様性に配慮しながら、出身学部の如何を問わず、社会的経験を有する者や現に職務を継続している者も含めて、本法科大学院の上記の目的にふさわしい者の選抜を行うものです。

2. 多様性のある一般入試を実施します。

○一般入学試験の法学既修者コースでは、法律に関する論述式の専門筆記試験によって、法律基本科目に関する基礎的な知識があり、本法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等

の資質を備えているかを総合的に判断し合否を決定します。

○一般入学試験の法学未修者コースでは、小論文試験によって、本法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を備えているかを総合的に判定し、これに、出願書類の審査によって判定した受験生の多様な資質を加味して合否を決定します。

3. 有職社会人の入学を求めため、特別選抜入試を実施します。

○特別選抜入学試験の法学既修者コースについては、有職社会人でありながら、現に司法試験または司法試験予備試験の学習を続けている者等から、法学既修者としての適性がある者を選抜するものです。法律に関する論述式の専門筆記試験によって、法律基本科目に関する基礎的な知識があり、さらに法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を備えているかを総合的に判定します。これに加えて、出願書類の審査によって認定した特に優れた法律系・法務系の社会的実績等を加味して合否を決定します。

○特別選抜入学試験の法学未修者コースについては、すでに長く一定の職についており、将来インハウスローヤー等として活躍することが見込まれる有職社会人について、口頭試問により、本法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を備えているかを総合的に判定し、さらに出願書類の審査により、職務経歴等をもとに認められる受験生の特に優れた資質を加味して評価するものです。出身学部の如何を問わず、会社等の組織で時間をかけて熟成した有職社会人としての多様な職務経歴などの様々な特に優れた実績を評価するものです。」

## (2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院の選抜方法については、2017 年度に実施した入試における選抜手続は以下のとおりである。

### ア A 日程

8 月に実施し、既修者と未修者を試験により選抜する一般入試(募集人数；既修者 5 名、未修者 5 名)及び未修者特別選抜を行う。

未修者特別選抜の募集人数は若干名であり、法科大学院全国統一適性試験第 1 部から第 3 部、第 4 部を受験し、出願書類により選考するものである。C 日程についても同じである。

### イ B 日程

12 月に実施し、試験により選抜する(募集人数；既修者 5 名)。

### ウ C 日程

2018 年 2 月に実施し、既修者と未修者を試験により選抜する一般入試(募集人数；既修者 3 名、未修者 2 名)及び未修者特別選抜を行う。

適性試験の利用については、すべての試験において、適性試験受験生全体の下位 15%未満の場合には、原則的に不合格としている。法曹教育を

けるに適した者を選抜する基準として適性試験の成績のみを絶対視することはできないが、他方で、相当低い点数しか取れない者が適格性を欠くことも確かであると教授会において判断しているためである。

本法科大学院の出願資格において、いわゆる飛び入学制度を採用している。「大学に3年以上在籍等した者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者」の出願を認めている。判定基準は、100単位以上の単位を修得し、かつ、学部成績が以下の計算式に当てはめた結果、その数値が12.5以上である場合としている。

(計算式) 提出された学部成績のうち、A評価相当以上(秀または優)の科目数を総取得科目数で除したものに25を乗ずる

なお、2019(平成31)年度入試においては、次のように変更することを予定している。主たる変更点は、制度変更にもなう適正試験受験を要件としないこと等や有職社会人を対象とした社会人特別選抜枠を新設したこと等である。

ア A日程

7月に実施し、既修者と未修者を試験により選抜する一般入試(募集人数；既修者3名、未修者2名)

イ B日程

8月に実施し、試験により選抜する(募集人数；既修者6名、未修者3名)。

ウ C日程

2月に実施し、試験により選抜する(募集人数；既修者4名、未修者2名)。

エ 社会人選抜

5月、12月、2月に実施し、試験により選抜する(募集人数；既修者、未修者いずれも若干名)

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受け入れ方針は大学のホームページに4月に掲載すると同時に5月末から6月初旬に公表・配布する入学試験要項(募集要項)にも記載されている。選抜基準、選抜手続きについては入学試験要項に記載されている。

(4) 選抜の実施

	受験者数	合格者数	競争倍率
2014年度	100 人	54 人	1.85 倍
2015年度	88 人	59 人	1.49 倍
2016年度	143 人	83 人	1.72 倍
2017年度	138 人	68 人	2.03 倍

2018年度	133人	64人	2.08倍
--------	------	-----	-------

〔注〕「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、追加提出してください。

入学者選抜は、定められた選抜基準及び選抜手続きに従い、適切に実施している。仮に、問題が生じた場合には、「入試検証委員会」が対応することになるが、これまでのところ、入学試験の結果の公正さ、実施の適正さに疑問を提起する投書、抗議、メールなどは受領したことがない。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

入試検証委員会による2017年度までに実施した入試の検証作業において、社会人入学生の入学後の成績が芳しくない旨の結果報告がなされた。これについては、本法科大学院の目的や学生の多様性確保の見地から直ちに付加点などの見直しにつなげることはせず、引き続き状況を慎重に見守ることとした<sup>14</sup>。

2 点検・評価

ビジネスを目的とした法曹養成という本法科大学院の目的との関係において、社会人の学生の受け入れと受験機会の拡大を図り、実際に相当程度の成功を収めていることは積極的に評価される。また、競争倍率の課題に直面していたが、近年では改善傾向にあり、2017年度には、2倍を上回る改善を示した。今後ともなお一層努力が必要とはいえ、一定の評価をすることができる。

3 自己評定

B

〔理由〕学生受入方針、選抜基準、選抜手続は、いずれも、適切性、明確性、公開性のすべての点で、よく実施されている。

4 改善計画

前述したように、2018（平成30）年度に実施する入試では、全国統一適性試験が実施されないことを踏まえて、有職社会人の経歴を重視するなど本学の教育理念に沿った入試の実施を予定している。受験機会の拡大により本法

<sup>14</sup> A39 入試実施・検証合同委員会議事録（2017年3月15日）及びFD・入試実施・入試検証合同委員会議事録（2018年2月20日）

科大学院受験生の増加が期待でき、将来的にも競争倍率 2 倍以上を確保し続けることの可能な基盤を作ることができるものと考えている。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

一般入学試験において法学既修者の選抜は、法学未修者コースと別の試験であり、専門筆記試験及び適性試験の結果によって選考している。法学既修者コースの試験において課される専門筆記試験については、1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象としており、各科目につき点数配分の内訳や最低基準点（各科目 60%点、ただし民事訴訟法及び刑事訴訟法は 50%点）が設定され、公表されている。また、憲法、民法及び刑法を含む、すべての専門筆記試験科目において、すべての問題が論述形式で出題されている。最低基準点に満たない場合の取扱いについては、専門筆記試験の各科目のいずれかについて最低基準点に満たない得点の科目がある場合には不合格とする。法学既修者コースの履修免除科目については、原則として1年次（未修1年目）配当の法律基本科目群の必修科目のすべて及び、2年次（未修2年目）配当の法律基本科目群の必修科目「憲法判例分析」の履修が免除される。「法情報調査」及び「法文書作成」については、法学既修者コースの履修免除科目としていない。

#### (2) 基準・手続の公開

上記の内容については、本法科大学院の入学試験要項、ホームページ、入試説明会で事前に公表している。公開時期については、例年は大綱を4月頃に公表し入学試験要項は6月に交付していたところ、制度変更される

2018年度・2019年度入試については大綱を2月頃公表、要項は3月末頃に交付することを予定している<sup>15</sup>。なお、既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

### (3) 既修者選抜の実施

一般入学試験において法学既修者コースは、法学未修者コースと別の試験で、専門筆記試験及び、適性試験の結果によって選考している。法学既修者コースの試験において課される専門筆記試験については、1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象としており、各科目につき点数配分の内訳や最低基準点が設定され、公表されている。また、憲法、民法及び、刑法を含む、すべての専門筆記試験科目において、すべての問題が論述形式で出題されている。最低基準点に満たない場合の取扱いについては、専門筆記試験の各科目について最低基準点に満たない得点の科目がある場合には不合格とする。専門筆記試験のうち憲法・民法・刑法・商法については、60%点を最低基準点とし、民事訴訟法、刑事訴訟法については50%点を最低基準点としている。

法学既修者コースの履修免除科目については、6科目試験受験者は原則として1年次（未修1年目）配当の法律基本科目群の必修科目の履修が免除される。ただし、民事訴訟法・刑事訴訟法の試験において、60%点に満たない場合は両科目の1年次配当科目の受講が求められる。

4科目試験を受験した学生及び、6科目試験を受験し民事訴訟法・刑事訴訟法の得点が60%点に満たない学生については、原則として入学後に、「民事訴訟法Ⅰa」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」の履修が求められる（ただし、春入学生については入学年の3月に実施される両科目の履修免除認定試験を受験し、60%点以上を得た場合には履修免除とする。）。いずれの科目も時間割上は他の必修科目との関係を考慮して受講可能となるコマ組みをしている。

なお、「法情報調査」及び「法文書作成」については、法学既修者コースの履修免除科目としていない。上記の内容については、本法科大学院の入学試験要項、ホームページ、入試説明会で事前に公表している。

法学既修者の状況は以下のとおりである。

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2014年度	43	28	1.54
2015年度	34	23	1.48
2016年度	75	48	1.56

<sup>15</sup> A40 2018年度秋入学・2019年度春入学法科大学院一般入学試験大綱

2017年度	59	35	1.69
2018年度	78	41	1.90

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、おって追加提出してください。

		入学者数	うち法学 既修者数
2014年度	学生数	15人	8人
	学生数に対する割合	100%	53.3%
2015年度	学生数	16人	9人
	学生数に対する割合	100%	56.3%
2016年度	学生数	25人	17人
	学生数に対する割合	100%	68.0%
2017年度	学生数	18人	9人
	学生数に対する割合	100%	50.0%
2018年度	学生数	人	人
	学生数に対する割合	%	%

※2018年度データについては、確定次第追加提出いたします。

なお、これまで試験の公平さに疑問を提起される事態は生じていない。クレームがあった場合には、入試実施委員会・検証委員会で事実を確認したうえで教授会においてしかるべき対応をとることになる。必要があれば調査結果についても可及的速やかに開示する。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者コースにおける専門筆記試験は、入学時に当該科目の既修単位認定がなされることから、本法科大学院の単位認定基準と同様に、各科目の60%点を合格最低基準点（民事訴訟法および及び刑事訴訟法は履修免除認定最低基準点）に設定しており、本法科大学院の単位認定と同程度の厳格さを確保している。

#### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

過去5年分の既修者選抜において、いずれの年度においても競争倍率は2倍を下回っている。選抜基準や選抜手続、既修単位認定基準は、いずれも

公平・公正である。とりわけ専門筆記試験において合格最低基準点・履修免除認定最低基準点を60%点に設定していることは、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に適った取り組みであると評価することができる。

### 3 自己評定

B

[理由] 既修者認定における基準・手続とその公開は、よく実施されている。

### 4 改善計画

法学既修者として法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜することができるかについて、毎年度入学試験実施後に入試検証委員会が入試結果を基に検証活動を行うことで改善に取り組むことを計画している。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院が定める「法学部以外の学部出身者」とは、法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者をいう。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

実務等の経験のある者について、本法科大学院では「大学の学部を卒業した後、入学時までに満3年以上経過している者で、就労経験を有し、または主婦/主夫など家事労働に従事するなどの社会経験を有するもの。なお、その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者を除く。」<sup>16</sup>と定めている。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2014年度	15人	10人	1人	11人
合計に対する 割合	100.0%	66.7%	6.7%	73.3%
入学者数 2015年度	16人	12人	0人	12人
合計に対する 割合	100.0%	75.0%	0%	75.0%

<sup>16</sup> A41「2017年度秋入学・2018年度春入学甲南大学法科大学院一般入学試験要項」16頁

入学者数 2016年度	25人	22人	0人	22人
合計に対する 割合	100.0%	88.0%	0%	88.0%
入学者数 2017年度	18人	11人	0人	11人
合計に対する 割合	100.0%	61.1%	0%	61.1%
入学者数 2018年度	人	人	人	人
合計に対する 割合	100.0%	%	%	%
5年間の入学 者数	人	人	人	人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	%	%	%

[注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。

3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

4 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが本報告書提出の時点で未確定の場合は、おって追加提出してください。

※2018年度データについては、確定次第追加提出いたします。

#### (4) 多様性を確保する取り組み

法学未修者入試の付加点の対象項目として、職務経歴、国家資格、社会的に有益な活動等、外国語能力を設定し、それぞれ5点の付加点を与えることで、入学者の多様性の確保を試みている。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

社会人の受け入れについては、夜間開講、西宮教室の開設、入試制度の改革、説明会などを通じて特に力を入れている。

#### (6) その他

士業に就いている人が、本法科大学院の夜間土曜開講で学習する動機付けができる企画を重視している。

- ・日本弁理士会近畿支部における特定侵害訴訟代理業務資格認定試験向けの研修講座に、本学教員と本学出身弁護士が講師として協力しているが、その機会に、本法科大学院の宣伝をすることが認められている。

- ・税理士会の研修会の講師など「士」業の集まりに参加する機会がある場合には、本法科大学院の入試を含む関連情報の配布を行うようにしている。

## 2 点検・評価

社会人受け入れのための諸制度の整備や未修者入試の付加点の付与などを通じて、実務等経験者が大きく増加したことから明らかなように、本法科大学院の多様性は相当程度確保されていると評価できる。

## 3 自己評定

### A

[理由] 社会人・非法学部出身者の割合が3割以上であり、多様性の確保は非常に良好である。

## 4 改善計画

引き続き有職社会人等の受け入れを継続的に進めるため、広報委員会が、既に実施され成果を挙げた昼夜開講・秋入学などの本法科大学院の取り組みの他、積極的な広報活動に努めることを計画している。具体的には①企業法務論、公共法務論その他特徴のある本法科大学院の取組み実施について、関係記者クラブで宣伝を行う。②従来、明石市、神戸市、西宮市については、職員の自己研鑽のために本法科大学院における科目等履修生制度利用を毎年2回案内してもらっているが、その際に、入試情報も趣旨に反しない範囲で提供する。③兵庫県と本学園の連携協定が結ばれており、2018（平成30）年度後期開講の「政策法務」に県の行政課長が講師となる予定であるが、県職員の個人研鑽に関する案内の方法について双方協議中である。こうした繋がりを活かして、宣伝を拡げる。また、芦屋市とも科目等履修生制度の利用案内の配布が認められるので、趣旨に反しない範囲で入試も宣伝する。④大阪市内のビジネス拠点で情宣を行う等様々な情宣を企画している。

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。ただし、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の専任教員を兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の数と教員適格

本学の学生収容定員は、60名であり、専任教員数は17名である。

##### （2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	2人	3人	2人	1人	2人	1人
教員氏名	早瀬勝明	石井 昇 小舟 賢	冷水登紀代 山本貴揚 橋口祐介	山田純子 梅本剛正	宮川 聡	園田 寿 平山幹子	渡辺顕修

##### （3）実務家教員の数及び割合

本法科大学院の必要専任教員数は12名であり、法令上必要とされる実務家教員は3名である。現在専任教員は17名おり、うち実務家教員は3名（内、みなし専任教員は2名）である。必要専任教員数との関係において実務家教員の割合は25%であり、法令上必要とされる割合を満たしている。

#### (4) 教授の数及び割合

本法科大学院教授の任用等については、「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」<sup>17</sup>、「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」<sup>18</sup>があり、教授会の設置した審査委員会の審査結果に基づいて教授会で決定するなど、規程等に沿って厳正な運用がなされている。教授の資格要件は、①担当する専門分野について、特に優れた教育上又は研究上の業績を有する者、②担当する専門分野について、高度の技術・技能及び5年以上の実務経験を有する者、③大学卒業後13年以上研究教育機関で研究教育に従事し、担当する専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、のいずれかに該当する者である（「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」2条）。

事実上、教員採用にあたって、研究者教員については、研究上の業績のみならず、教育能力についても原則として教育歴5年以上を求めているほか、可能であれば前任校での授業評価を取り寄せるなどして、上記の要件を満たすことを確認のうえ、採用人事を行っている。実務家教員の採用については、実務経験が5年以上であることを求めているほか、研究上の業績・扱った事件等により高度の実務上の能力があることを判断し、教育歴がある場合には、授業評価を取り寄せるなどして教育能力についても審査したうえで、採用人事を行っている。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	14人	3人	17人	3人	0人	3人
計に対する割合	82.4%	17.6%	100%	100%	0%	100%

評価実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいる

<sup>17</sup> A42 「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」

<sup>18</sup> A43 「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」

と評価できる。

3 自己評定

適合

[理由] 教育に必要な能力を有する教員が、必要とされる人数・割合を満たしている。

4 改善計画

特になし。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院における人事は人事政策委員会が必要に応じて対応することとしており、人事政策委員会において、1年に1度人事計画を確認することにより、計画的に人事を行う体制を整備している<sup>19</sup>。これまでのところ、必要な教員数に欠員を生ずることなく、かつ、担当する分野について高度の指導能力のある教員を確保してきている。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

本法科大学院における人事は人事政策委員会が必要に応じて対応することとしている。研究者を志す学生は、本法科大学院に在籍したことはなく、また、本法科大学院の性格上研究者を志す学生が入学することも考えにくいため、特段かかる学生を支援するための取り組みはしていない。

なお、後述するように（「(5)その他」），実務家教員の養成については、一定の措置を講じている。

##### （3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の募集・任免・昇格については、「甲南大学法科大学院教員人事手続規程」「甲南大学法科大学院教員資格審査基準」があり、これらに沿って厳正な運用がなされている。これら人事に関わる事項については、「人事政策委員会」が中心的な役割を担っており、規則の運用についても、「人事政策委員会」が教授会に対して必要な提案を行い、当該提案を教授会において審議・決定をすることにより適切に運用されている。専任教員は、別紙「教員個人調書」で確認できるように、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているとともに、①専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者であるか、②専門分野について高度の技術・技能を有する者であるか、③専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者であるかのいずれかに該当しており、「専門職大学院設置基準」第5条の要件を満たしている。教員採用にあたっては、研究者教員については、研究上の業績のみならず、教育能力についても原則として教育歴5年以上を求めているほか、可能であれば前任校での授業評価を取り寄せるなどして、上記の要

<sup>19</sup> A44 2017年12月18日人事政策委員会議事録

件を満たすことを確認のうえ、採用人事を行っている。実務家教員の採用については、実務経験が5年以上であることを求めているほか、研究上の業績・扱った事件等により高度の実務上の能力があることを判断し、教育歴がある場合には、授業評価を取り寄せるなどして教育能力についても審査したうえで、採用人事を行っている。採用・昇任以外の場面における、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取組みについては、FD活動がこれにあたるので、第4分野に記述する。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

本法科大学院では研究者養成は実施できないが、将来の実務家教員養成については一定の展望をもって準備している。本法科大学院出身弁護士が、学部の教員として教育歴を積みながら、実務を継続するようにし、5年程度以上実務経験を踏まえた段階で実務科目の担当教員として採用できるようにする企画である（文部科学省法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム提案、「学部学生が弁護士に親しむ企画～『非常勤講師』弁護士の派遣」の企画<sup>20</sup>）。すでに、本学マネジメント創造学部にも2名、共通教育センター設置の2科目に3名の弁護士を派遣し、また、兵庫県立大学にも弁護士1名を非常勤講師として仲介・紹介している。次年度は、長く公務員であったキャリアを活かして弁護士1名を兼任教員として採用し、自治体に強い弁護士養成の担い手とする予定である。

2 点検・評価

採用人事や昇進人事などにおいて、教員の教育に必要な能力の評価は適切になされていると評価できる。他方、継続的な教員の確保については、将来的に継続的に教員を確保できるかについては検討の余地があるものの、これまでのところ、欠員を生じさせるなどの問題は発生していない。

3 自己評定

A

[理由] 教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

---

<sup>20</sup> A45 文部科学省法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム報告書

特になし。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( )は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	70	5	81人	人	人
法律実務基礎科目	9	2	18人	人	人
基礎法学・隣接科目	3	6	14人	人	人
展開・先端科目	22	18	23人	人	人

[注] 1. 専任教員には，みなし専任教員を含む。

2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。
3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。
4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については，開講されていないものはカウントしない。

※クラス毎の履修登録者数平均については，クラス数が判明しだい記載します。

以上の通り，科目間の配置バランスは適正である。

##### （2）教育体制の充実

各系の専任教員においては，同一担当科目で担当者が異なる場合などに，教育内容の同一性が確保されるよう，話し合いを密に行っている。また，法律基本科目においては，アカデミック・アドバイザーも交えて正課の授業で教育する内容とアカデミック・アドバイザーに委ねる事項について年度初めに話し合いを行っている。

##### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

##### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

教員の科目別構成等は適切であり，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されているといえる。

## 3 自己評価

A

[理由] 教員の科目別構成等が適切で十分にバランスがとれており，教育体制の確保が非常に良好である。

## 4 改善計画

特になし。

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	2人	4人	3人	5人	0人	14人
		14.3%	28.6%	21.4%	35.7%	0%	100.0%
	実務家教員	0人	0人	1人	2人	0人	3人
		0%	0%	33.3%	66.7%	0%	100.0%
合計		2人	4人	4人	7人	0人	17人
		11.8%	23.5%	23.5%	41.2%	0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

##### （2）教員の年齢構成についての取り組み

特になし。

##### （3）その他

特になし。

#### 2 点検・評価

30代2人，40代4人，50代4人，60代7人であり，中堅教員が中心であるため教員の年齢構成はバランスが取れていると評価できる。

#### 3 自己評定

B

[理由]教員の年齢構成はバランスが取れている。

#### 4 改善計画

2018年（平成30）4月より30代の教員が1名着任予定であるが，今後とも教員採用に当たり若手教員の採用に留意する予定である。

### 3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### (1) 教員のジェンダーバランス

本法科大学院におけるジェンダーバランスは下表のとおりである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	11人	3人	10人	21人	45人
	24.4%	6.7%	22.2%	46.7%	100.0%
女性	3人	0人	1人	2人	6人
	50%	0%	16.7%	33.3%	100.0%
全体における女性の割合	17.6%		8.8%		11.8%

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

##### (3) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

女性専任教員は17名中3名である(17.6%)。日弁連登録弁護士数における女性比率が概ね18%であり、司法試験合格者に占める女性の比率が(年度により異なるが)20%を超える程度であることと比較し、女性の法律学研究者の育成環境が十分でもない現況に照らしたとき、ジェンダーバランスは十分に保たれており、高く評価される。

#### 3 自己評定

B

[理由] 専任教員における女性教員比率が比較的高く、ジェンダーバランスがよい。

#### 4 改善計画

教員採用にあたっては，女性教員の採用についても十分な考慮をしていく予定である。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

###### 【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5.00	4.06	2.57	4.00	2.42	1.17	—	—	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.53	2.00	2.57	4.00	1.25	1.00	—	—	—	—	
平 均	3.01	2.88	2.57	4.00	1.89	1.06	—	—	—	—	

###### 【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5.47	4.20	2.76	4.00	3.14	1.14	—	—	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.53	2.00	2.76	4.00	2.00	1.00	—	—	—	—	
平 均	3.43	3.27	2.76	4.00	2.57	1.07	—	—	—	—	

###### 【2018年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.66	4.20	2.80	4.00	2.27	1.14	—	—	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.53	2.00	2.80	4.00	2.00	1.00	—	—	—	—	
平 均	3.07	3.23	2.80	4.00	2.14	2.07	—	—	—	—	

- [注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。
- 3 「備考」欄に1コマが何分であることを記入してください。
- 4 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 5 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

本学では、法科大学院の授業の最低負担数を通年の計算として1週につき6時間（年間12単位）としている<sup>21</sup>。これは、1時間あたりの授業の事前の準備、事後の学習指導等の負担が重いことに配慮して設定したものである。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	5.50	6.50	2.57	4.00	2.42	1.17	1コマ 90分
最 低	2.31	3.00	2.57	4.00	1.25	1.00	
平 均	3.69	3.79	2.57	4.00	1.89	1.06	

【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.00	5.50	2.76	4.00	3.14	1.14	1コマ 90分
最 低	2.16	3.00	2.76	4.00	2.00	1.00	
平 均	4.05	3.62	2.76	4.00	2.57	1.07	

【2018年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	4.90	5.50	2.80	4.00	2.27	1.14	1コマ 90分
最 低	2.53	2.00	2.80	4.00	2.00	1.00	
平 均	3.50	3.52	2.80	4.00	2.14	1.07	

- [注] 1 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 3 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 4 本報告書提出時までに、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

<sup>21</sup> A46 「甲南大学法科大学院専任教員授業担当時間数等に関する規程」第2条

教授会は一か月に約2回開催され、所要時間は1～2時間程度である。各種委員会は必要に応じて開催されており、委員会の兼任状況にもよるが、平均して一か月に1回程度、2時間程度である。そのほか、入試回数が多いため、入試の作問や夏季休業中などにすべての専任教員が入学試験監督業務を数日にわたり行う必要がある。

(4) オフィスアワー等の使用

昼夜開講している関係上、オフィスアワーは毎週昼と夜の2回設定されているが、1コマあたり30～60分程度であり、学生の利用実績が多くないため、業務としての負担自体は大きくない。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

当初法科大学院の授業負担の大きさから担当コマ数が配慮されたが、昼夜開講制度や入試制度など毎年のように業務内容が変更されるため、教職員の負担感は近年増えてきている。

3 自己評価

B

[理由] 授業時間数等の負担があるものの、十分な授業準備等をできる程度には抑えられている。

4 改善計画

夜間の事務作業を教員が一部負担していることを踏まえ、夜間にも対応できる事務担当者の配置について学園とともに改善案を検討する。

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

専任教員への個人研究費の適切な配分として、研究活動をサポートするため、教員研究費、学会出張旅費、図書費が支給されている。支給額は、下記のとおりである。図書費は専任教員一人当たり 788,800 円が支給されており、教員が共通で使用する図書・雑誌の購入費を除いて、毎年 25 万～35 万円前後の図書費が個人で使用可能になっており、研究に必要な書籍等の購入に充てることができるよう配慮がなされている。

教員研究費	300,000 円
学会出張旅費	148,600 円
図書費	788,800 円

##### （2）施設・設備面での体制

専任教員は研究室 1 室を与えられ、大学の図書館の書籍や電子書籍などの利用等が可能である。

##### （3）人的支援体制

学外の研究助成などについて、大学の組織であるフロンティア研究推進機構事務室が情報提供等を行っている。

##### （4）在外研究制度

大学全体の在外研究・国内研究に関する規程（「甲南大学在外研究員規程」<sup>22</sup>及び「甲南大学国内研究員規程」<sup>23</sup>）を法科大学院にも適用して 2008 年度から運用されており、2009（平成 21）年度には在外研究・国内研究ともに 1 名ずつ該当者が存在し、2013（平成 25）年度には、1 名が国内研究を行った。2016 年度後期から 2017 年度前期にかけて 1 名在外研究を行っている。

##### （5）紀要の発行

本法科大学院の紀要「甲南法務研究」<sup>24</sup>を、開設初年度より年に 1 回刊行している。

<sup>22</sup> A47 甲南大学在外研究員規程

<sup>23</sup> A48 甲南大学国内研究員規程

<sup>24</sup> A49 甲南法務研究

(6) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(7) その他  
特になし。

2 点検・評価

在外研究・国内研究の機会は極めて限られており，学内における研究活動ないしそれに対する支援も十分とはいえない。本法科大学院の研究支援体制は最低限のものといえ，恵まれた研究環境にあるとは言い難い。

3 自己評価

B

[理由] 支援制度等の配慮がなされている。

4 改善計画

特になし。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

本法科大学院においては、2009年度以降、「甲南大学法科大学院規則」に基づき、「法科大学院のファカルティ・ディベロップメント活動が継続的に実行されるよう」に、「FD委員会」が設置されている。委員会の構成メンバーは法律基本科目を中心に公法系・民事系・刑事系から選ばれている。これにより、FD体制が整備され、「FD活動の企画立案、FD活動に関する情報の収集と提供、FD活動の評価、その他FD活動に必要な事項」が実施されている。小規模な法科大学院であるため科目毎のFD、系毎のFD、実務家教員と研究者教員の共同するFDはいずれも存在しないが、実質上、個々の教員間において適時の話し合い等により授業実施にあたっての問題意識の共有や問題解決が図られている。

##### （2）FD活動の内容

2017（平成29）年度については、法科大学院全体として、半期に一度、教員による授業の相互参観及び学生による授業アンケートを実施し、それらの内容を「FD委員会」において検討のうえ、FDに関する教員懇談会にて対応を議論している<sup>25</sup>。また、これらすべての企画立案及び執行監理のための「FD委員会」が、必要に応じて開催されている。また、「本法科大学院が独自に定める将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」の一部を形成する「本法科大学院における到達目標」として「教育スタンダード<sup>26</sup>」の作成と毎年度の改訂にあたり、「FD委員会」は主導的役割を果たしている。さらに、西宮教室開設に伴い、「テレビ会議方式・遠隔授業」に関する授業評価アンケートを実施し、授業を受ける側にとってライブ講義と同じ運用となっているか検証を行った。

外部研修等については、機会があれば、教授会などの場で構成員に紹介され、希望する教員には参加の機会を与えている。

##### （3）FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

---

<sup>25</sup> A6 FD委員会記録

<sup>26</sup> A31 教育スタンダード

授業アンケートの結果は「4-2」で記載するとおり、各教員に配布され、改善計画などを付したコメントを学生に返送するとともに、各教員の授業の改善に役立てられている。授業見学を実施した教員は報告書を作成し、その内容は当該授業の担当教員に通知され、授業改善に役立てられている。

#### (4) 教員の参加度合い

FD活動はすべての教員が参加することを前提としており、実際に専任教員についてそのようになっている。FD関連のテーマについて議論する教授会の議事録は、全教員に配信しており、読了を確認するようにしている。非常勤の教員には授業アンケートなどの協力を仰ぐこと以上のことはできていなかったが、近年は非常勤教員のFD活動について授業参観への参加等改善傾向がみられる。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

本学の教育支援システムである「MyKONAN(学習ポータルサイト)」においてスチューデント・プロフィールを管理しており、個別の学生の状況について面談等を行った教員が随時書き込みを行っている。これを通じて個々の学生の状況をすべての教員が共有することができる。7-8で説明するアカデミック・アドバイザーの教育内容のメーリングリストを通じた意見交換と相まって学生の教育や生活指導に活用されている。専任教員には、教授会などを通じて、機会があるごとに書き込みに関する注意を促している。

#### (6) その他

すべての授業科目は、昼間授業については録音し、また夜間授業については録画してデータを保存しており、必要があれば学生に貸し出しをしているほか、他の教員も授業内容をチェックすることができるようにしている。

### 2 点検・評価

FD委員会を中心として教育内容・教育方法の改善のための組織体制は相当程度整備されており、「スチューデント・プロフィール」の取り組みなど、教育内容や教育方法の改善に向けて、教授会構成員を中心として、組織的取り組みが適切に実施されていると評価できる。

### 3 自己評定

A

〔理由〕教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが非常によく実施されている。

- 4 改善計画  
特になし。

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

学生による授業評価は、アンケート調査形式（「授業アンケート」）で前期・後期全科目を対象に、実施期間を定め、実施している。評価の把握は、前期・後期で各1回、教授会の場で組織的に実施している。「授業アンケート」には、学生の具体的なニーズ等を直接知るために、学生の自由記述欄もある。実施に際して、教授会にて「FD委員会」から実施のアナウンスをするとともに、教授会構成員ではない各科目の担当教員にも個別にアナウンスをする。実施当日は法科大学院事務室から担当者にアンケートを手渡し、担当者は授業終了前後に一定時間を確保したうえで無記名のアンケートを実施し、アンケート用紙は回収袋に回収し封印したうえで、担当者が法科大学院事務室に提出する。なお、自由記述欄の記載時間との関係で、別途 MyKONAN（学習ポータルサイト）を通じて学生は自ら事前にアンケート用紙に記載することも可能としている。このような形で実施の徹底をはかっている。アンケートの回収率（「回収アンケート数」÷「履修登録者数」）は、2017（平成29）年度後期 67.5%であった。

#### （2）評価結果の活用

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生に対しては、各科目の集計結果、全体の集計結果と、各担当者のアンケート結果に対するコメント<sup>27</sup>を法科大学院事務室にて閲覧できる体制をとっている<sup>28</sup>。全科目のアンケート結果を、「FD委員会」がすべて確認し、改善の要否、必要であれば改善にむけての提案をとりまとめ、教授会の議題・提案事項として集約している。また、教授会でアンケート結果を一覧にした資料を回覧し、全体として授業等の改善に向けた議論をする機会を確保している。各担当者は、担当科目のアンケート結果について学生に対し回答し、板書の記載方法を変更するなど必要に応じて改善策を執ることで、授業の改善につなげるとともに学生とのコミュニケーションを図っている。

#### （3）アンケート調査以外の方法

法科大学院事務室前にオピニオンボックスを設定しており、適宜意見があれば提出できるようにしている。

<sup>27</sup> A50 アンケート結果に対するコメント（当日閲覧）

<sup>28</sup> A51 授業アンケートに対する担当者からのコメントについて

(4) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(5) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

学生の意見・評価をくみ取る仕組みは相当程度整備されているといえる。  
しかし、それを個々の授業の改善につなげる仕組みについてはさらに工夫する余地がある。

## 3 自己評価

B

[理由] 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは適切に実施されている。

## 4 改善計画

FD委員会及び教務委員会を中心にして、学生の評価を個々の授業改善に結びつける具体的な施策について検討中である。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 開設科目

2017年度の開設科目は以下の通り、各科目群が万遍なく開設されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	38	68	36	64
法律実務基礎科目群	8	14	6	10
基礎法学・隣接科目群	9	15	2~4	4以上
展開・先端科目群	34	64	7以上	14以上

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

##### (2) 履修ルール

法律基本科目は必修62単位及び選択必修2単位、法律実務基礎科目は必修10単位、基礎法学・隣接科目選択必修4単位以上、展開・先端科目必修4単位、選択必修10単位以上、自由選択科目の単位取得数を加えて合計104単位以上を修得することを修了要件として定めている。自由選択科目については、法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできない。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できる旨の定めは置いていない。

### (3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	70.3	66.0
法律実務基礎科目	12.2	10.4
基礎法学・隣接科目	7.3	6.4
展開・先端科目	23.0	24.2
4科目群の合計	112.8	107.0

2017年度の修了者における各科目群の履修単位数の平均値は、上記のとおりである。上述のとおり、自由選択科目については、法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできないとする履修ルールを採用していることから、学生の履修状況に大きな偏りは見られない。また、配当学期や時間割の面で学生が現実に偏りなく履修することについて、特に問題は生じていない。

2017年度にカリキュラム改革を行っており、履修単位数の上限について変更はなされたが、(2)の履修ルール・修了要件単位数に変更はない。

### (4) 科目内容の適切性

毎年度更新されるシラバスの草稿段階において、その内容が各科目群にふさわしいものとなっているかについて、教務委員会において確認がなされているため<sup>29</sup>、各科目がそれぞれの各科目群に適合する内容となるよう体制は整備されている。

前回の公益財団法人大学基準協会の認証評価において、展開・先端科目群に分類される「商取引法」、「経済刑法」がいずれも法律基本科目群に分類されるべき性格を有していると判断された。その後改善を行い、2014年度の同協会の追評価において、「学習ガイダンス 2014年度版」のシラバスなどの資料から、いずれの科目も展開・先端科目群に分類して差し支えない内容となったと判断された<sup>30</sup>。

### (5) 特に力を入れている取り組み

自由選択科目については、法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできない。したがって、法律基本科目は64単位を超えて履修することができず、残りはその他の科目群からの履修が求められる。このように、履修科目が法律基本科目に集中しすぎないように、配慮している。

<sup>29</sup> A52 シラバスチェックの際の原稿（当日閲覧）

<sup>30</sup> A53 大学基準協会 2014年度追評価結果

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていると評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 授業科目が法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって良好に設定され，学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように非常によく配慮されている。

4 改善計画

特になし。

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方，工夫

##### (ア) 法律基本科目

法律基本科目については、1年次に講義科目、2年次・3年次に演習科目・総合系科目を配置し、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案))を踏まえて本法科大学院が定めた「教育スタンダード<sup>31</sup>」が各年次において適切な形で学習し3年間ないし2年間を通じて万遍なく学習できるように配慮している。講義科目では、基礎的な法的知識を提供することと基本的な法的思考方法を理解させることに主眼が置かれている。演習科目・総合系科目では問題演習などにより講義科目で得た法的知識の幅を広げ深めるのみならず、法的分析・推論能力、起案や双方向の議論を通じて法的議論・表現・説得能力を涵養することを目的としている。

また、「5-5 履修(2)」で詳述するように、法学未修者教育の充実の見地から憲法・民法・刑法の主要3科目については、1年次及び2年次に基礎的な判例学習等を通じて理解を深めることができる科目を配置している。これら科目は、昼間・夜間を問わず、すべての科目が履修可能なように授業を配置している。

##### (イ) 展開・先端科目など

ビジネスに強い法曹養成という見地から、展開・先端科目のうち「企業法務論」を1年次の必修科目として設置している。土曜日を開講しているため、夜間主の学生も無理なく受講することができる。また、展開・先端科目群のほとんどはビジネス系科目で構成されており、需要の多い知的財産法(「著作権法」「特許法」「応用知的財産法」「知的財産法演習」)、経済法(「経済法概説」「応用経済法Ⅰ」「応用経済法Ⅱ」「経済法演習」)、国際私法(「国際財産法」「国際家族法」「国際取引法」「国際私法演習」)などについては、2年次から3年次にかけて最大8単位を学習する機会を

---

<sup>31</sup>A31 教育スタンダード

設けている。これらビジネス系の展開・先端科目を深く学ぶことにより、法律基本科目を学習する場合とは別の視点から問題を解決する手段が多様に存在することを知ることができ、それにより法律基本科目を創造的・批判的に検討することができる。

なお、基礎法学・隣接科目においても、「財務諸表論」、「ミクロ経済・ゲーム論」、「ビジネスロー英語」、「監査論」などビジネス法務を意識した科目を開設している。

#### (ウ) 体系的履修の指導

入学時に配布し説明する「カリキュラム・ツリー」など<sup>32</sup>や「学習ガイダンス」に掲載する「分野別履修順序について」<sup>33</sup>などを通じて体系的な履修を促すことや、毎年度初めに、在学生を対象とした個別の履修指導の機会を設けることで昼夜開講・秋入学制度や長期履修学生制度を利用する学生も体系的履修ができるよう指導している。

#### イ 関連科目の調整等

関連科目の調整については、各学期開始までに開かれる関係科目間の打合せ、シラバス案の交換などを通じて行っている。その結果、必修科目については「教育スタンダード」の作成段階で講義科目から演習系科目に至るまでの間に、重複・脱落が生じないように配慮されている。

既修者入試において4科目試験を受験した学生及び6科目試験を受験し民事訴訟法・刑事訴訟法の得点が60%点に満たない学生については、入学後に、「民事訴訟法Ⅰa」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」の履修が求められる(詳細は2-2参照)。いずれの科目も時間割上は他の必修科目との関係を考慮して受講可能となるコマ組みをしている。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (3) その他

特になし。

## 2 点検・評価

展開・先端科目において、多彩な科目を配置しているのは本法科大学院の特徴といえる。しかしながら、昼間のみ開講している科目もあるためメリ

<sup>32</sup> A54 「カリキュラム・ツリー」、「甲南大学法科大学院 春入学有職社会人・長期履修モデル」、「甲南大学法科大学院 秋入学有職社会人・長期履修モデル」

<sup>33</sup> A55 「分野別履修順序について」

ットを完全に享受できるのは主として昼間主学生であり，夜間主の学生については，選択の幅が必ずしも広くないのは課題である。

### 3 自己評定

A

[理由] 授業科目は適切な体系で開設されている。

### 4 改善計画

大規模なカリキュラム改革を伴うため容易ではないものの，夜間主学生の科目履修の選択の幅を広げるよう努力したい。

### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、未修2年次・既修1年次の必修科目として「法曹倫理」2単位を開設している。法曹三者各固有の倫理を理解し体得することを目的として、法曹倫理一般、民事弁護実務、刑事弁護実務、検察実務、裁判実務について学ぶ<sup>34</sup>。夜間主学生の履修にも配慮して、6限目(18:40～20:10)に授業を行うものとしている。弁護倫理は弁護士が、検察倫理について検察教官が、裁判官倫理について元裁判官である実務家専任教員が分担して指導している。各パートにおいて以下のようなテーマを取り上げている。民事弁護における誠実な事件処理と弁護費用の扱い、刑事弁護における真実義務と弁護活動、「犯人」を擁護する意義の理解など。組織に属する検察倫理のあり方(検察官の証拠ねつ造をきっかけに策定された「検察の理念」の背景、意義など)、良心に従うべき裁判官の任務など。弁護士会の懲戒の現状、手続などについても指導している。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

##### (3) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

質・量ともに、法曹倫理科目として十分な内容の教育をしていると考える。

#### 3 自己評定

適合

[理由] 法曹倫理を必修科目として開設し、質・量ともに十分な教育が施さ

<sup>34</sup> A56 「法曹倫理」シラバス『甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2017年度版』158頁

れている。

- 4 改善計画  
特になし。

## 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

本法科大学院固有の長期履修学生や昼夜開講・秋入学の問題については、（2）のエに記す。本法科大学院においては、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主な目的としており、このような法曹をめざす上で最も適切であると考えられる履修順序を「カリキュラム・マップ」及び「学習ガイダンス」に記載の「分野別履修順序について」等において示し、適切な履修となるよう配慮している。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生向けの履修指導体制については、入学時の学習ガイダンス期間中に、法学未修者及び法学既修者の履修指導のために説明会を開催して、カリキュラム等につき説明をした後、未修者と既修者に分けて、それぞれに配置された教員との懇談の場を設け履修指導の機会を確保している。

##### イ 個別の学生に対する履修選択指導

在籍学生向けの履修指導体制については、成績評価及び修了認定の厳格化等により、留年する学生が増加しつつある状況を踏まえて、指導教員による個別面談の機会を増やし、2012年度より1年間に4回個別指導を行うこととしている。うち2回は事前アンケートに基づく当該学生の科目履修状況と学習状況全般に関する「個人面談」として行う個別学習指導である。このうち1回目については、毎年度（2017年度以降は毎学期）初めに実施している。アンケートでは、全般的な学習計画の他、各分野毎の学習計画などをとりまとめておくことを求めている。この計画に基づきながら、学習進捗状況と科目履修の状況について聴き取りと助言を行うものである。他の2回は、期末試験が終了した後に学生の希望を聴取して特定分野に関し、期末試験の結果を具体的な検討材料とした上で学習の進展状況、問題点、履修上の問題などについて行う個別学習指導である<sup>35</sup>。

##### ウ 情報提供

「企業法務論」を1年次の必修科目として開設することにより、入学後の早い段階でビジネス法務を意識させ、具体的な履修選択の指針とな

<sup>35</sup> A57 個人面談・個別学習指導に関する揭示

ることを期待している。また、第 1 分野で述べた本法科大学院で養成する法曹像の拡大の試みとして、既修 2 年次、未修 3 年次に「公共法務論」を必修科目として配置し、自治体の現状と課題を知る中で、弁護士役割を考える機会を提供している。

#### エ その他

本法科大学院は、昼夜開講・秋入学制度・長期履修学生制度を採用しており、夜間主学生か否か、秋入学生か春入学生か長期履修学生であるか否かによって、カリキュラム上、モデルとなるべき履修順序について、示しておく必要がある。入学時のガイダンスにおいて、各学生の属性に応じて履修すべきモデルを図示した「カリキュラム・マップ」を配布して説明を加えているほか、分野別の履修順序についても、「学習ガイダンス」において指示している。

### (3) 結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

5-1 (3) の学生の履修状況からも分かるように、学生はバランスよく適切に履修していることが分かる。履修状況についてはFD委員会及び教務委員会が定期的にチェックしている。ただし、後述の5-5でみるように昼夜開講制度を利用して半期に多くの単位を履修しようとする学生がいることは確認しており、対応として履修指導の徹底か制度変更かは検討中である。

#### イ 検証等

法科大学院事務室の作成した履修状況表を基に、教務委員会・FD委員会が合同で検討会を行っている。これまでのところ、検証結果に基づいて具体的な提案が行われたことはない。

### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

基本的に学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていると評価できる。ただし、長期履修学生制度を利用しながら、各年度において多くの科目を履修登録する学生が少なくな

い点については履修指導の徹底ないし現在設定している履修上限の再検討などの対応が必要であると認識している。

### 3 自己評定

B

[理由] 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされている。

### 4 改善計画

2018 年度に、適性試験を利用しない入学試験が実施されることに伴い、従来とは異なる層の学生が入学することが予想される。その状況も踏まえ、秋入学制度導入に伴う措置として、学期毎の履修制限について導入することを検討する予定である。その際、長期履修学生の履修制限についても検討をする。

## 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

### 1 現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

本法科大学院の各年次における登録単位数の上限は以下の通りであり(「甲南大学法科大学院規則」別表第 1)、法令上の基準に従っている。

(法学未修者：3 年標準型)

1 年次：42 単位

2 年次：37 単位

3 年次：44 単位

(法学既修者：2 年短縮型)

1 年次：36 単位

2 年次：44 単位

※入学時に履修免除科目の履修を指示された者については、その科目の単位数に応じて、1 年次の上限を 42 単位までとすることがある。

本法科大学院の科目は、「大学設置基準」第 21 条、第 22 条、第 23 条の規定に則り、定期試験等を除き半期 15 回(1 回 90 分)から成る授業を 2 単位として、これを基本としている。科目によっては、その必要性を考慮して、週 2 回の 4 単位科目や 1 単位科目を設けている。1 年間に授業を行う期間は定期試験等を含めて、概ね 35 週にわたるものとして設定されている。配当年次、期別についても、偏りのないよう配慮されており、時間割も履修可能な科目が重複しないよう工夫している。休講があった場合には、必ず補講を実施するようにしており、厳格に遵守されている。

#### (2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

本法科大学院では、法学未修者教育の充実の見地から、法学未修者 1 年次に履修する科目として、次の法律基本科目を増加して 6 単位分を年間履修単位に加えたため、履修上限単位数を 42 単位と定めている。

「判例分析基礎(憲法)」、「判例分析基礎(民法)」、「判例分析基礎(刑法)」、「民法判例解析Ⅰ」、「民法判例解析Ⅱ」、「民法判例解析Ⅲ」各 1 単位。

また、同様に、法学未修者教育の充実の見地から、法学未修者 2 年次に履修する科目として、「憲法判例分析」1 単位を 2 年次に配当しているため、履修上限単位数を 37 単位と定めている。

学生の自学自習を阻害しないための工夫・配慮として、いずれの科目も教

科書・条文を読み判例の読み方を理解するなど、同時並行で履修するその他の法律基本科目における学習と連動した内容であり、予習・復習にも過大な時間を費やすものではなく、通常の講義科目の理解を促進する側面もある。また、各科目はいずれも 1 単位科目であるため、比較的負担感も小さい。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

本法科大学院においては、法学未修者教育の充実の見地から、法学未修者 2 年次に履修する科目として、「憲法判例分析」1 単位を 2 年次に配当しているため、履修上限単位数を 37 単位と定めている。当該科目は、法学既修者の場合、入学時に履修免除となるため、本法科大学院においては、法学既修者についての履修単位数増加はない。

学生の自学自習を阻害しないための工夫・配慮として、いずれの科目もすでに履修済みの事項について基礎レベルにとどまらない、より深い判例分析力を修得させることを目的とした科目であるため、過大な負担を生じさせるものではない。また、この科目は 1 単位科目であるため、比較的負担感も小さい。

(4) その他年間 36 単位（修了年度の年次は 44 単位）を超える履修の有無  
該当する事例はない。

(5) 無単位科目等  
無単位科目はない。

(6) 補習

原則的に補習は行わないこととしているが、やむを得ず実施する場合も必要最小限のものとし、出席はとらず任意参加のものとすることが各教員に求められている<sup>36</sup>。

なお、学生が長期休暇中などに任意に勉強会を実施し、教員が参加を求められることはある。非正規なものであるため、大学として参加状況等の把握はしていないものの、教室の利用登録申請などを見る限り、夏季休暇中であれば、数名で構成される勉強会が数件ある程度と推測される。

(7) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

---

<sup>36</sup> A58 「2017 年度後期授業実施にあたってのお願い」 2 頁

(8) その他

特になし。

2 点検・評価

各年度の履修上限の設定について特段問題は認められないが、昼夜開講している関係上、半期に履修登録を詰め込む学生がいる。これに対しては何らかの対策が必要と考えている。

3 自己評価

適合

[理由] 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものである。

4 改善計画

5-4 に記載した履修指導の徹底により半期に履修登録を詰め込む学生への対応を考えているが、必要があれば制度上履修制限を設けることも考えている。

## 第6分野 授業

### 6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

シラバスは毎年3月に配布している「学習ガイダンス」の中に記載されている。シラバスでは、それぞれの授業の到達目標のほかに、授業方法、準備方法、履修条件、成績評価、欠席基準、授業構成、教科書・参考書などが明示されている。

原則としてシラバスの記載と実際の授業の内容が乖離することはないが、必要に迫られてシラバス作成時と異なる内容とせざるをえないときには、当該授業の初回にその旨を履修者に書面で告知するようにしている。昼間と夜間で複数のクラスが開講される法律基本科目で担当教員が異なるときには、共通のシラバスを作成し、授業内容と教育方法について統一されるようにしている。

なお、本法科大学院は、授業で取り上げるべき内容などについて法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたうえで、「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」を重視する立場を採用している。そのため、各法律基本科目・法律実務基礎科目の必修科目において授業と「共通的な到達目標モデル」との対応表<sup>37</sup>を作成し、学生にも配布している。これを「甲南大学法科大学院教育スタンダード」(以下、「教育スタンダード」)と称している。この「教育スタンダード」では、毎回の講義・演習でどのような項目についてどのような内容の知識の獲得を目的にしているかを明らかにしている。この「教育スタンダード」は、「共通的な到達目標モデル」の各項目につき、本法科大学院で開講する各科目のいずれの段階で取り上げるかを示している。また、各授業担当者(複数の担当者がいるときには協議の上で)が、授業で必ず取り上げるべき事項と、履修者の自学自習にゆだねるべき事項とを、授業時間数の制約も踏まえたうえで、その重要性及び理解

---

<sup>37</sup> A31「教育スタンダード」

の難易度などを考慮して記載するようにしている。

## (2) 教材・参考図書

教科書や参考文献についてはシラバスで明示しているが、追加の教材があれば、印刷したうえで授業の1週間前までに配布するようにしている。また、それらの教材はMyKONAN(学習ポータルサイト)にアップロードしている。

## (3) 教育支援システム

原則として、すべての教員がMyKONAN(学習ポータルサイト)を利用して授業情報を伝達するようにしている。科目によっては、TKC教育支援システムにおける自習用教材を活用しているものもある(憲法・行政法・民法)。

## (4) 予習指示等

毎学期の第1回目の講義で使用する教材については、講義日の2週間前までに配布しているほか、第2回目以降の講義で使用する資料は、1週間前の講義において配布するようにしている。

## (5) 到達目標との関係

上記「教育スタンダード」は「学習ガイダンス」のシラバスと一体となって、現段階における「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を示すものとなる(なお、一部授業科目については法改正なども踏まえて、「共通的な到達目標モデル」の項目を追加しており、また、どの程度取り上げるかを示している)。授業内容が実際に「教育スタンダード」を踏まえたものとなっているかについては、授業評価アンケートで当該事項を問う項目が設定されており<sup>38</sup>、それによると各科目とも概ね遵守されていると評価できる。なお、法律基本科目・法律実務基礎科目の必修科目以外の科目については、シラバスに各科目の「到達目標」が記載されている。

## (6) 特に力を入れている取り組み

シラバスについては、印刷物として配布するほか、法科大学院のホームページ上で見るができるようになっているので、学生は各講義で取り上げられる項目、予習すべき項目などについて常に確認できるようになっている。また、MyKONAN(学習ポータルサイト)を通じて適宜必要となる資料を配布している。

また、本法科大学院では、授業の準備学習を支援するために、法律基本

---

<sup>38</sup> A14 「授業アンケート」

科目を分野ごとに本法科大学院出身の弁護士をアカデミック・アドバイザーとして採用し、勉強会などを通じた学習支援を行っている。また、勉強会などを通じて得られた各学生の学習状況に関する情報は、メーリングリストを通じてアカデミック・アドバイザーが報告し、担当教員との意見交換がなされることによってすべての教員が情報共有できるようになっている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

履修者による授業アンケートの結果を見ても、講義の内容・事前の資料配布などに対する不満はほとんど示されていない。この点からも本項目については、問題はないと評価できる。

3 自己評定

A

[理由] 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされている。

4 改善計画

現状でも大きな問題点はないと考えられるが、現状の取組みによる効果を不断に検証し、より一層効果が上る方法を模索していきたい。

## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

### 1 現状

#### （1）授業の実施

##### ア 科目毎の教育内容の適切性

「憲法」、「行政法」、「民法」、「商法」、「民事訴訟法」、「刑法」、「刑事訴訟法」については、別紙2に記載のとおりである。

##### イ 授業全般の実施状況の適切性

###### （ア）教育内容

異なる学年に配当されている関連科目の担当者間では、「教育スタンダード」に従い授業の中で取り上げるべき項目について共通認識が形成されており（各年度のシラバスの作成については、関連する科目の担当者間で事前に協議を行ったうえでその内容を決定している。）、原則として重複が生じないようにしている。

また、教員は毎学期授業参観を行い、参観報告書を作成している。この報告書は、教授会において教授会構成員によって閲覧されており、授業内容の改善に役立てられている。

###### （イ）授業の仕方

講義形式で行っている授業においては、時間や教育効率の関係上、双方向・多方向の議論が行われることは、限定的である。多くの場合に、パワーポイントを用いて授業が進められる。

他方、演習ないし総合科目（公法総合・民事法総合・刑事法総合）においては、双方向・多方向の議論は授業で十分に行われ、教育効果を高めている。事前に配布した課題レジュメなどは、双方向の質疑応答の際に利用され、学生の理解度のチェックなどが可能となっている。

#### (ウ) 学生の理解度の確認

学生の平常における理解度の確認方法については、成績評価全体の10%を占める平常点の評価として、基本的には各授業の担当者の選択にゆだねられている。ただし、受講者全員が満点となるような評価方法や、出席したことのみをもって平常点を加点する評価方法は、行わないこととしている<sup>39</sup>。

演習科目であれば双方向のやり取りで相当程度理解度の確認が可能であるが、講義科目も含めると毎回、あるいは数回行われる小テストを通じて学生の理解度を確認するものもあれば、義務的あるいは任意の起案の提出を求めて理解度を確認する科目もある。また、各講義の冒頭に前回の講義に内容について復習のために簡単な質問に口頭で解答させることも行われている。なお、どのように当該授業が進行するのかについては、シラバスに記載され、授業の初回において教員が受講生に対して説明している。

#### (エ) 授業後のフォロー

授業終了後になされる学生からの質問に対しては、時間が許す限り各教員が対応している。任意課題を含めて提出されたレポートなどについては必ず添削したうえで可能な限り早期に返却することになっている。また、その場で十分に回答できない質問や授業参加者が共有することが望ましい授業後の質疑応答については、別途、メーリングリストやMyKONAN(学習ポータルサイト)において、全受講学生の閲覧可能な形で教員が情報提供することもある。さらに、科目によっては授業後に復習用資料をMyKONAN(学習ポータルサイト)などで提供しているものもある。加えて、各教員が週に2回設定しているオフィスアワーにおいて、学生の質問等に対応している。

なお、各科目で自由に起案提出の義務を学生に課してしまうと過重な負担になるおそれがあるので、このような事態が生じないように、学生のアンケート結果や個別的な聞き取りなどを通じてFD委員会・教務委員会が配慮するようにしている。

#### (オ) 出席の確認

各授業の開始時に必ず学生の出席を確認している。なお、30分以上の遅刻は欠席扱いとするほか、遅刻3回で欠席1回の取扱いを行っている。

#### (カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

---

<sup>39</sup> A58 「2017年度後期授業実施にあたってのお願い」

多くの教員がパワーポイントを使用しているほか、授業によっては外部のゲストスピーカーなどを招いて双方向的な議論をするなどしている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

授業を受けている学生の学年、既修者か未修者の違いなどを考慮したうえで、授業のレベルは設定されており、関連する科目を履修することによって必要かつ十分な理解を得られるように階層的な授業構造になっている。

(2) 到達目標との関係

法律基本科目・法律実務基礎科目については、各教員は、6-1-1で述べた「教育スタンダード」に従って授業を行い、学生が最低限修得すべき内容を過不足なく提供できるようにしている。それ以外の科目についても、シラバスの「到達目標」を実現すべく、シラバスに沿って教材が提供され、授業が実施されている。これらの検証方法としては、各学期に授業アンケートを行い、授業内容とシラバスの記載内容との間に乖離がないかなどを学生の視点から確認しており、そこで示された学生の意見に対しては各教員が必ず回答するようにしている。なお、各教科に対する授業アンケートの結果は、教授会において公表され、すべての教員が問題点について共通の認識をもてるようにしている。

授業外で自学自習を支援する仕組みとしては、7-8で詳述するアカデミック・アドバイザー制度が設けられており、本法科大学院修了生の弁護士が科目担当教員と連絡をとったうえで学習内容を支援している。さらに、4-1で述べたように、すべての授業内容は録音・録画されており、当該記録は自学自習を支援するために、学生の申し出に基づき貸し出されている。

以上を通じて 9-1で記載する本法科大学院の考える学生が最低限修得すべき内容の教育が施されている。以上すべてにわたり、適切に実施されているかについては、FD委員会において検証がなされている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

夜間主の学生に対しては、より検討すべき余地があるかもしれないが、概ね開設科目を効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施され

ていると評価できる。

### 3 自己評定

A

[理由]授業が非常に充実しており，完成度が高い。

### 4 改善計画

夜間主学生に対するアカデミック・アドバイザーによる自主ゼミの機会を増やすなど，より手厚い学習補助を考えたい。

## 6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 現状

#### （1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

主として講義科目で学んだ理論が実務においてどのように受容され、具体化されているかを理解し、その実務において生じた新しい問題に対して理論がどのように対応しているかを学ぶのが「理論と実務の架橋を目指した授業」であると考えている。この点については、教員が教材の作成段階で協議を行うなどして共通の認識をもち、講義科目においても、学説だけを取り上げるのではなく実務の取扱いの重要性を強調し、そのうえで理論と実務の間に乖離があるときにはなぜそのような状況が生まれているのか、将来的にどのような方向で乖離の解消が図られるべきかを考えさせるようにしている。さらに、科目等履修生制度を導入し、リカレント科目群を設置するなどして、修了生が司法試験に合格した後にも実務を学べる法科大学院を目指している。

#### （2）授業での展開

法律基本科目において、実務と理論の架橋を意図した科目として、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「商法演習Ⅱ」、「民事訴訟法演習」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」、「民事法総合」、「刑事法総合」が配置されており、これらの科目においては、研究者教員と実務家教員とがペアを組んで授業を行っている。

法律実務基礎科目では、「刑事实務の基礎」において、研究者教員と実務家教員（派遣検察官及び弁護士）が共同担当として授業を行っている。

紙幅の関係上、上記のすべての授業に触れることはできないので、「民事訴訟法演習」を取り上げて説明する。例えば、「民事訴訟法演習」では、研究者教員と実務家教員とが協議のうえで重要判例を題材として問題を作成し、判例の立場について主として実務家教員が説明をし、関連する学説（とくに判例の立場に反対の学説）については研究者教員が、なぜ学説は実務に対して異なる立場を支持しているのか、その理由と背景にある利益考量などを説明する等実質的な連携が行われている。とりわけ、判例変更の可能性がある場合には、その点についても、実務家と研究者の立場から将来の動向に関する予測にも言及するようにしている。

#### （3）理論と実務の架橋を意識した取り組み

（2）で言及した科目では研究者教員と実務家教員との共同授業が行われ

ているが、研究者教員と実務家教員の間では授業で取り上げるべき項目・その内容などについて事前に協議のうえで決定している。

また、実務家教員にも、研究の成果を公表する機会を保障するため、法科大学院の紀要「甲南法務研究」<sup>40</sup>への投稿の機会を保障し、研究活動にも積極的に取り組むよう促している。研究者教員のみならず、本法科大学院の実務家教員に加えて学外の実務家による寄稿が掲載されている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

本法科大学院が養成しようとするビジネスに関わる法曹との関係では、学生に実務に接する機会を確保するため、以下の科目が展開されている。

「企業法務論」では、さまざまな企業のインハウスローヤー、法務部・人事部の幹部社員、取締役などの役員を講師として招聘し、その講義を通じて「企業活動と法務」について学んでいる。この授業は、企業活動について概説的な説明を受けたのちに、法務という視点を通じて見た各企業固有の問題点や各講師が個人的に経験した問題点などを材料として情報提供を受け、コーポレートガバナンスのあり方、コンプライアンスのあり方などを考えさせるものとなっている。

「公共法務論」では、神戸市の関連部局から講師を招へいし、自治体行政に関するさまざまな知識を獲得し、自治体行政のさまざまな領域における国の法令と条例・規則の関係、法的思考の必要性和運用の実際、自治体内部におけるリーガル・サービスの広がりと必要性について、具体的に検討する機会を学生に与えている。

「登記実務」では、法務局職員及び司法書士を講師として招へいし、不動産登記と商業登記に関する登記実務に関して基本的な知識の提供を受けるとともに、実務に直結し、紛争解決に直接役立つ内容の講義がなされている。

筑波大学と共同で行っている ICT 教育である「自治体法務」は、地方公共団体で生じる具体的な事例を通じて、行政法のみならず、民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式・技能がどのように活用されているかを検証するとともに、地方公共団体にかかわる実践的な法務知識の提供を目的としている。

## 2 点検・評価

上記のように、設置している実務に関連する科目の広がりや深さにおいて十分に理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていると評価できる。

---

<sup>40</sup> A49 「甲南法務研究」

3 自己評定

A

[理由] 理論と実務の架橋を意識した授業が、質的・量的に非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

## 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1 現状

#### （1）臨床科目の目的

各法律の基本事項を確実に理解するとともに、ビジネスの分野で活躍できる基礎的素養を有する法律家の養成を主要な目的とする本法科大学院は、主として法律基本科目の講義で学んだ基本知識を臨床科目で実際の訴訟手続の流れの中でどのように応用することができるのか、また具体的な事実関係との関係においてそれぞれの条文がどのような形で適用されることになるかを学ぶことによって、より知識を深めることができると考えている。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

「民事実務の基礎」（必修・2単位）は、民事裁判の実務においてきわめて重要な役割を果たしている要件事実論の基礎を学ぶことを主たる目的としている。また、「民事裁判実務」（必修・2単位）は、「民事訴訟法 I a・I b」, 「民事実務の基礎」等で学んだ民事訴訟手続の基礎的な知識や要件事実の考え方を前提にして、依頼者から法律相談を受ける段階から、訴えの提起のための原告による訴状作成, 訴状送達を受けた被告の答弁書作成等を経て、争点等整理手続（本件では弁論準備手続）や集中証拠調べ（人証調べ）の実演を行い（模擬裁判）、その結果に基づき訴訟上の和解を試み、判決を言い渡すことにより一連の民事訴訟手続全般を実習することを通して、民事実務・民事訴訟を理解することを主要な内容にしている。また、「刑事実務の基礎」（必修・2単位）では、刑事事件の記録教材を素材として、刑法が刑事訴訟法を通じて適用され、事件処理がなされるプロセスを理解させるようにしている。「刑事模擬裁判」（自由選択・2単位）では、実際に即した模擬裁判の形式で刑事裁判を行い、学生が訴訟当事者として主体的に参加することによって刑事裁判の運用や実務を理解すると同時に、これまで学んだ刑法及び刑事訴訟法の基礎知識がどの場面においてどのように活用されているかを体得することによって、刑事裁判実務の基礎知識と技能を習得させようとしている。

「弁護士実務」（自由選択・2単位）はエクスターン科目であり、法律事務所など（企業や近隣自治体などの法務部分も含む。）における実務研修を行っている。2週間弁護士事務所などにおいて、法律実務の基礎を学び、法律実務の理論と現場の架橋を行うことを目的としている。導入及び総括の講義において、弁護士業務全般について学ぶことにしている。また、

「体験報告会」を開いて、参加した学生の体験を共有する機会を設けている。この授業は、まず導入講義を1コマ行い、その後、2週間の実務研修を行ったうえで、総括と報告を1コマ分実施している。

「弁護士実務」は2年次の2月に集中実施している。その内容は以下の通りである。

- 1：導入講座 90分×3コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 2：2週間の実務研修（兵庫県弁護士会又は大阪弁護士会の所属弁護士が指導）
- 3：総括講座 90分×3コマ（弁護士教員、研究者教員担当）
- 4：エクスターン体験報告会

成績評価のため、エクスターン参加学生は、日誌を毎日つけて、その日の活動記録と学んだことをとりまとめ、指導担当弁護士が基本的に毎日これを確認することとしている。実務研修終了後、指導担当の弁護士は、総括的な評価とあわせて成績を報告する「評価事項」表を大学に提出する。科目運営を統括する専任教員が日誌と「評価事項」表を踏まえて単位認定を行うものとしている。最後に、体験報告会を開催し、各参加学生の体験を共有する場を設けている。このように「弁護士実務」は、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われている。

実習科目における守秘義務については、「弁護士実務」では、担当教員が実務研修の開始前及び終了後にそれぞれ座学を行い、弁護士事務所における守秘義務の意義と心得などを教示する等、学生への周知を徹底している。参加する学生には、誓約書<sup>41</sup>を提出させるとともに、受け入れ先との間で協定書<sup>42</sup>を締結することにより、研修中及び事後においても守秘義務を遵守するように配慮しているほか、本法科大学院は万一の場合に備えて、法科大学院生教育研究賠償責任保険<sup>43</sup>に加入している。守秘義務については、法科大学院規則において、守秘義務に違反した学生に対する懲戒に関する規定を置いている（「甲南大学法科大学院規則」第37条の3第2項第3号）。

以上の科目について、「弁護士実務」が「法曹倫理」の履修を要件としているが、その他の科目については履修要件は特に定めていない。各科目とも成績評価は厳格に行われている（教授会で成績評価の厳格さがチェックされていることについては第8分野参照）。

### （3）特に力を入れている取り組み

---

<sup>41</sup>A59 誓約書

<sup>42</sup>A60 法科大学院教育におけるエクスターンシップ実施に関する協定書（兵庫県弁護士会）

<sup>43</sup>A61 法科大学院生教育研究賠償責任保険

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

臨床科目を通じて実際に実務で行われている手続や問題の処理に関する基本的な知識を学生が得られるよう、必須ではない臨床科目についても履修を促す必要があろう。

3 自己評価

B

[理由] 臨床科目が質的・量的に充実している。

4 改善計画

受け入れ先の開拓など引き続き努力していくこととしたい。

## 6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### (1) 国際性の涵養

展開・先端科目において、「国際財産法」「国際家族法」「国際取引法」「国際法演習」「国際人権法」の10単位が開講されているほか、基礎法学・隣接科目として、「ビジネスロー英語」、「外国法」を開講している。「ビジネスロー英語」は、国内で有名な国際ローファームの弁護士を対象として英語教室を担当した経験のあるアメリカ人教師が担当し、弁護士として必要な英語力の獲得を目指している。「外国法」では、英米法、EU法、ドイツ法を中心に、憲法・行政法・民法・会社法・刑法・刑事訴訟法などについてその特徴を把握することを目指している。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (3) その他

特になし。

### 2 点検・評価

他の大規模法科大学院に比べると在学中に留学の機会提供などがないなど、不十分さは認められるものの、カリキュラム上は必ずしも不足しているとはいえない。

### 3 自己評定

B

[理由] 国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て充実している。

### 4 改善計画

現在のところ検討しているものはない。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

#### 1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

本法科大学院における、2016年度から2018年度までの開講科目毎の履修登録者数は、資料A19の「科目別履修登録者数一覧表」のとおりである。

（2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目で1クラスの人数が60名を超えているものはない。

法律基本科目の必修科目で、1クラスの人数が10名を下回っているものは存在している。未修者として入学する学生数が10名以下にとどまっていることや、昼間のクラスを中心に履修する学生と、夜間のクラスを中心に履修する有職社会人の学生とを対象にした2つのクラスにつき期別を分けて設けていることが原因の一つになっている（具体的には、前期・昼間と後期・夜間土曜／前期・夜間土曜と後期・昼間の「たすき掛け開講」）。

なお、過渡的なものではあるが、カリキュラム改正を実施した結果、旧カリキュラムのクラスと新カリキュラムのクラスとを開設しなければならなくなり、必然的に各クラスの履修者数が10名以下になることもある。

一方、一定の学生数を確保するために、将来本学法科大学院に入学する希望をもっているものの、まだ決断していない潜在的な受験者を主要な対象として、科目等履修生の受け入れを行っている。科目によっては、正規の履修者よりも科目等履修生のほうが多数を占めているものもあり、一定

規模のクラスサイズの維持に役立っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

入学定員数が20名であるため、とくに法律基本科目を中心とした講義については、比較的少人数で行うことができているので、可能な限り個々の履修者の学習状況に目を配りながら授業を進めるようにしている。また、個々の学生が授業の内容を十分に理解しているかを確認したうえで、理解が十分ではないと判断されたときには、異なる角度からも説明を加えて理解を促すことが可能になっている。

(4) その他

本法科大学院では科目等履修者制度を設けているところ、近年履修者が増加傾向にある。この制度を通じて企業・自治体の役職員や弁護士・検察事務官など多様なバックグラウンドを持った学生が本法科大学院の各種の授業を履修することにより、各クラスの授業参加人数が増加するとともに、双方向・多方向の意見交換が活性化されることがあり、正規学生の少なさを補い教育上一定の効果が上がっていることは注目されるべきである。

2 点検・評価

法科大学院への進学希望者数が極めて低迷している現状からすれば、近い将来入学定員を大幅に増加できる見込みはない。他方において、科目等履修生制度を通じて多様な意見・考えを持つ学生を授業に参加させ、双方向・多方向の授業を成り立たせていることは、小規模法科大学院の試みとして高く評価できる。

3 自己評価

B

[理由] 法律基本科目の1クラスの学生数が10人を若干下回る程度である。

4 改善計画

入学生を増やす基本的な活動は当然であるが、そのためにも、本法科大学院ならではの学習環境、学習内容の独自性を有職社会人に訴え、科目等履修生として夜間に学ぶ層を拡大することが重要である。具体的には、当面、近隣自治体職員の個人研鑽での利用のための宣伝を強化する予定である。また、質の高い受講生(学生に限らない)の授業参加を増やすために、弁護士会での情宣も従来から継続しているが、特に兵庫県弁護士会とは連絡協議会なども通じて一層緊密な連絡と情報提供を通じて、一定数の弁護士が来学する環境造りをする。

## 7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

### 1 現状

#### （1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2014年度	26人	15人	57.7%
2015年度	20人	16人	80.0%
2016年度	20人	25人	125.0%
2017年度	20人	18人	90.0%
2018年度	20人	人	%
平均	21人	人	%

- [注]
- 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
  - 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。
  - 3 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。
  - 4 「n年度」は評価実施年度を指す。上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加でご提出ください。
- ※秋入学者は翌年度の入学者に含まれている。  
 ※2018年度の入学者数が確定後、追加提出いたします。

#### （2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

2016年度は入学者が25名であり、入学定員の125%となっていた。これは、入学試験における合格者の歩留り率（とりわけ夜間の授業を中心とする有職社会人入学者の歩留り率）を読み誤ったためであるが、2017年度入試からは合格者数を減少させることにより対処している。

#### （3）特に力を入れている取り組み

ここ数年の入学者全体に占める社会人入学者の割合を考えると、今後も社会人入学者を確保することが重要である。そこで、法科大学院の説明会

など様々な機会において社会人で入学を希望する者に対する情報提供を試みるとともに、科目等履修生として本学法科大学院の授業を体験する機会を利用するように促している。実際にも、科目等履修生から入学を希望する者がある程度出てきている。

(4) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

現時点では、毎年ある程度の入学者を確保することができており、入学者数が入学定員に対して均衡を保っており問題はないが、引き続き入学試験の受験者を少しでも増やすための努力を続ける必要がある。

## 3 自己評定 適合

[理由] 入学者数を入学定員の 110%以内とするための適切な努力がなされている。

## 4 改善計画 特になし。

### 7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

#### 1 現状

##### （1）収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2014年度	126人	48人	38.1%
2015年度	96人	45人	46.9%
2016年度	66人	53人	80.3%
2017年度	60人	54人	90.0%
2018年度	60人	人	%
平均	81人	人	%

###### 【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合計
1年次	人		人
2年次	人	人	人
3年次	人	人	人
合計	人	人	人

- [注] 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。  
 2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。  
 3 上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加でご提出ください。

※1 2014年度より、入学定員50名を26名に変更

※2 2015年度より、入学定員26名を20名に変更

※2018年度データについては、確定次第追加提出いたします。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数は収容定員の110%を超えていない。法曹・法曹教育を取り巻く環境に鑑みると、当面収容定員を大幅に上回ることは想定していないが、今後も厳格かつ適正な入試選抜を実施し、適切な定員管理に努めたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

最近の入学者数を前提にする限りにおいて、近い将来、数年継続して定員を大幅に上回る学生が入学し、在学者が定員の110%を上回ることは考えにくいですが、今後も基準を遵守するよう努める。

3 自己評価

適合

[理由] 在籍者数が収容定員の110%以内である。

4 改善計画

引き続き収容定員の管理が適正となるよう努めていきたい。

## 7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1 現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設設備

10階建ての12号館が法科大学院専用棟となっている（ただし、1階部分には地域連携センターが配置されている）。12号館の2階・3階には講義室が設けられており（収容人員総数138名）、総面積は324.9㎡である。8階から10階までには演習室が8室（12081, 12082, 12091, 12092, 12093, 12101, 12102, 12103 各演習室：収容人員総数151名）ある。

それ以外に、臨床実務教育関連施設（模擬法廷）が1室（12041 法廷教室）あり、面積は217.18㎡である。これは、主として法科大学院が使用しており、収容人員総数は51名である。

個々の学生が法律家として要求される広範囲にわたる法的知識を身につけるために講義・演習以外の時間帯の有効活用を可能とする学習環境を提供するという意味で極めて重要な法科大学院生専用の自習室は、5階から7階までに1室ずつ計3室（12051, 12061, 12071）設けられている（なお、8階にも自習室はあるが、そちらは研修生の専用となっている）。総面積は524.5㎡である。収容人員総数は182名であるが、現在の学生総数は59名であり、在籍学生1名あたり8.9㎡となる、学生1人あたり1台の専用机と1台のロッカーが配置されている。

学生が自主的に行うゼミなどは、授業等で使用していない演習室を利用して行われているほか、10階には日刊紙などが配備された学生用の談話室が設けられ有効活用されている。

2階・3階の情報検索室には自由に利用できるパソコンとプリンターがあり、5階にコピーコーナーが設置されている。また、法科大学院棟内には、学内LANに接続することのできる無線LANアクセスポイントが各階に設けられている。

なお、学生の中には、社会科学系の文献が配置されているサイバーライブラリー（5号館3階）を自習に使用している者もいる。

##### イ 身体障がい者への配慮

身体に障がいのある者に対しても受験の機会を確保するため、申し出があった場合には、入学試験に際して特別の配慮をし、必要に応じた措置をとることとなっている。入学後に身体に障がいのある学生に対して、

学習の機会を提供するため、設備面では、全学的に、身体障がい者用のスロープ・階段手すり・エレベーター（法科大学院棟には2基）・多目的トイレを設置している。身体に障がいのある学生に対するソフト面での対応として、定期試験において特例措置（試験時間の延長）を採用し、適用した例がある。

## （2）問題点及び改善状況

学生・教員から指摘されている問題点や改善要求はない。また、前回の認証評価の際に、施設・設備の整備・改善を専門に扱う委員会を設置すべきであるとの指摘を受けたが、本法科大学院の規模に鑑みると要望等が出た段階で委員会ではなく教授会の場で直接審議し対応策を取ることが適当であると考えており、現在の体制でも十分に対処できる。大規模法科大学院と異なり専門委員会の設置の必要はないと考えている。なお、西宮教室や筑波大学との間の通信回線については技術上のトラブルが生じ授業が中断することがあり教員が個別に対応はしてきたが、場合によっては授業が成立しない恐れがあるため根本的な対応が求められる。

## （3）特に力を入れている取り組み

学生との個別面談において、図書に限らず、施設面で何か不満に思っていることはないか、改善すべき点はないかについて、意見を聴取するようにしている。

## （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

現時点においては、特に問題はないと考えているが、技術的な進歩に伴いコンピュータをはじめとする機器類の更新についてはできる限り迅速に対応するようにしなければならない。

## 3 自己評定

A

[理由] 施設・設備は非常の適切に確保、整備されている。

## 4 改善計画

西宮教室で受講する学生が安定して受講できるよう、西宮教室との回線の稼働状況を常に点検する、また法科大学院棟でWi-Fiの安定的受信ができる施設の整備を学園とともに検討していく。その他、筑波大学に加えて、

他の法科大学院との多拠点結合で ICT 利用「テレビ会議方式・遠隔授業」で単位互換ができる環境造りを目指す。

長期的な計画として、近隣自治体の庁舎と結ぶ ICT 利用「テレビ会議方式・遠隔授業」による授業配信や、法科大学院型のアクティブ・ラーニングができるよう演習室の整備を検討していく。

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

学生は、法科大学院棟7階にある「ライブラリ」（法科大学院専用図書室）（蔵書数5,941冊、所蔵定期刊行物23種類〔すべて日本語〕）、図書館（蔵書数527,895冊、所蔵定期刊行物145種類〔日本語135種類、外国語10種類〕（いずれも寄贈刊行物は除く。）、電子ジャーナル29,373種類）、甲南大学5号館3階の「サイバーライブラリ」（蔵書数6,579冊）を利用できるほか、法科大学院教員の研究室に配架されている図書も、図書館を通じて利用の請求を行うことで利用できる。

「ライブラリ」（法科大学院専用図書室）は、法科大学院棟の開館時間中（6時から24時まで）は自由に利用することができる。図書館本館については、講義の開講期間・試験期間中は平日9時から21時まで、土曜日は9時から18時まで、夏期休業期間は平日10時から16時まで開館されている。一方、「サイバーライブラリ」については、夏休み期間中及び入試期間中の数日の休館日を除き、月曜から土曜日までは9時から21時まで、日曜日・祝日は9時から17時まで利用可能となっている。

教員・学生ともに、オンラインデータベース（「LLI 総合型法律情報システム」）、「法科大学院教育研究支援システム（ロー・ライブラリー）」、Lexis.comを24時間利用することができる。法科大学院棟2階と3階にある情報検索室には、10台のパソコンが設置されている。

#### （2）問題点及び改善状況

現時点において、図書その他の情報源及びその利用環境に関して、学生及び教員から指摘されている問題点はなく、また改善要求もなされていない。具体的に要望・提案などがあったときには、積極的に対応する予定である。

#### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

#### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

前回受審した公益財団法人大学基準協会の認証評価において、図書の充実などを専門的に担当する委員会を設けるべきではないかという意見が示されたが、上記のとおり対応できているため、その必要はないと考えている。また、法科大学院専用のライブラリについて、手狭ではないかという指摘もなされたが、その前後に実施した学生のアンケート調査では図書の拡充を求める声は出ず、その後も学生から不満は出ていない。ただし、遠隔講義で利用している西宮教室においては法律系の図書室は整備されていない。必ずしも大学施設で学習するわけではない西宮教室の利用学生の学習の仕方や要望も踏まえる必要があるが、この点は今後の課題と思われる。

## 3 自己評価

B

[理由]情報源やその利用環境はよく整備されている。

## 4 改善計画

特になし。

## 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

法科大学院事務室には4名の職員(専任職員3名, 非常勤職員1名)が配置されている。また, 夜間の授業を西宮キャンパスで受講する学生に対応するため, 西宮キャンパスには1名の職員(業務委託職員)が配置されている。授業で使用する教材については, 事務室において事前に印刷し, 履修者に配布する体制がとられている。学生, 研修生, 科目等履修生などによる教務・学生生活・受験に関する照会・相談・助言などは一時的に上記事務室が対応している。また, 夜間に開講する非常勤講師, みなし専任講師等への授業準備のため夜間も対応している。

#### (2) 教育支援体制

現時点では, TAなどは採用していない。学生数が比較的少数にとどまっているため, 法科大学院事務室職員による補助によって対処することが可能となっている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本法科大学院においては, 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていると評価できる。しかし, 昼夜開講, 秋入学, 西宮教室開設という複合的なシステムを円滑かつ持続的に運用するには, 現在の事務職員体制では負担加重である。今後, 入試改革が行われるため, 業務の増量が予定されるとともに, 休日の法科大学院進学説明会, 各種行事などのための出勤が必要となることもあり, 全体的に負担が重くなっておりこの点については改善が求められる。

### 3 自己評価

B

[理由] 支援の体制が, 充実している。

#### 4 改善計画

人員増，夜間対応体制の整備について，学園とともに改善を検討していきたい。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 現状

#### （1）経済的支援

学生の負担を軽減し、少しでも学業を継続しやすい環境をつくるため、甲南学園の基金に基づく学費免除制度、奨学金制度を設けている。

学費免除制度は、学費（授業料及び施設設備費）の全額を標準修業年限内の在学期間中免除するもので、各入学年度の未修者コースから5名、既修者コースから10名を上限として入学試験の成績に基づき選抜し、対象としている。

奨学金制度として給付奨学金、貸与奨学金、転入学生支援奨学金の3種類を設けている。給付奨学金は学習奨励のため、学費免除者を除く在学する全学生を対象に年額30万円を標準修業年限内で支給するもので（但し、前年度の成績が一定の水準に達していない場合は、次の年度の支給を停止している。）、貸与奨学金（甲南大学法科大学院奨学金）は、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、年額60万円（在学中180万円を限度とする）を貸与するものである。転入学生支援奨学金は、本法科大学院に転入学した学生に対して、転入年度に限り10万円を給付するものである。

このほか、学外の貸与奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金があり、本法科大学院でも、2017年度には、第1種（無利子）奨学金4名、第2種（有利子）奨学金2名が貸与を受けている。なお、入学試験の成績が優秀で、経済的事情により学修の継続が困難な場合に書類審査と面接により特待生として選考することがある。

#### （2）障がい者支援

身体に障がいのある者に対しても受験の機会を確保するため、申し出があった場合には、入学試験に際して特別の配慮をし、必要に応じた措置をとることとなっている。入学後に身体に障がいのある学生に対して、学習の機会を提供するため、設備面では、全学的に身体障がい者用のスロープ・階段手すり・エレベーター・多目的トイレを設置している。身体に障がいのある学生に対する、ソフト面での対応として、定期試験において特例措

置（試験時間の延長）を採用し、適用した例が存在する。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

セクシャル・ハラスメントなどの相談については、学生部(iCommons2階)と学生相談室(18号館)で対応している。キャンパス内におけるハラスメント(セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント)については、甲南大学のホームページ上でも防止ガイドラインを掲載しており<sup>44</sup>、どのような行為がハラスメントに該当するかを明らかにしている。

(4) カウンセリング体制

カウンセリングを要する場合は、学生相談室が対応している。毎年、入学時のガイダンスで学生相談室について説明を行い、何か問題が生じたときには一人で抱え込まず、カウンセリングなどを利用するよう啓発を行っている。具体的に事務室に相談があれば、学生相談室について紹介し、本人が希望する場合は利用方法等について説明を行っている。また、学生の状況によっては適宜学生相談室のカウンセラーに相談し、連携を取りながら対応するようにしている。なお、過去5年間の利用件数(延べ利用件数)は、以下のとおりである。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
33	29	11	0	0

(5) 問題点及び改善状況

学生から特に問題点は指摘されていないが、個々の学生が抱えている問題が深刻化する前に適切に対処できるよう学生相談室の利用などについては積極的に情報提供を行っている。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

<sup>44</sup>A62 甲南大学キャンパスハラスメント防止ガイドライン  
[http://www.konan-u.ac.jp/campus\\_harassment/](http://www.konan-u.ac.jp/campus_harassment/)

## 2 点検・評価

本法科大学院における「学生生活を支援するための体制」、すなわち、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制は、相当程度整備されていると評価できる。

## 3 自己評価

A

[理由]支援の仕組みは非常に充実しており、十分に活用されている。

## 4 改善計画

支援体制は充実しており、現状を維持継続するよう努める。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

本法科大学院では、法曹資格を有する多数の実務家教員及びアカデミック・アドバイザー（現在、7名）が、日常的な学習指導を通じて、学生に対し、法律実務の現場についての情報を提供している。法曹以外の進路変更を検討する学生に対しては、全学的な組織として、キャリアセンターが設置されている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報・各種資格試験の受験情報の提供、企業説明会・各種講座の開催、個別の就職相談等を行っており、これらを通じて学生の就職活動をバックアップしている。

#### （2）学生への周知等

本法科大学院では各学生について指導担当教員が指定されており、指導担当教員と学生は、1年間に2回懇談をする機会が設けられている。その際には、学習方法のみならず、進路などについても、学生に対する助言が与えられている。

また、学習方法については、学生の希望があれば、前期・後期の定期試験終了後に、学生が各科目の担当教員から定期試験の答案をみながら様々な助言を受ける機会が設けられている。

現在は、7名のアカデミック・アドバイザーがそれぞれの担当科目について教員の指示を受けながら、自主ゼミを行っている。この自主ゼミは、学生が自由に参加できるものであるが、その中で学習方法や法科大学院修了後の進路などについて積極的に相談を行っている。とくに、未修者・既修者を問わず、正しい学習方法をまだ見つけることができていないのかと思われる学生には、アカデミック・アドバイザーが個別懇談を行うなどして、助言を与えている。

#### （3）問題点及び改善状況

アドバイス体制について学生から指摘されている問題点や改善要求はない。在学生の人数から考えるとアカデミック・アドバイザーの人数は十分であると考えている。ただし、アカデミック・アドバイザーが行っている自主ゼミなどの回数が十分か否かについては、継続的に考える必要がある。

#### （4）特に力を入れている取り組み

アカデミック・アドバイザーの教育内容については、すべての教員とアカデミック・アドバイザーを構成員とするメーリングリストを通じて学習内容等について意見交換を行っている。交換される情報は、学習内容にとどまらず、各学生の理解度や学習態度など多岐にわたり、教員の側の個別学生の指導などにも活かされている。

(5) その他

司法試験に合格した修了生を対象として、アカデミック・アドバイザーが、司法修習に向けての準備事項、司法修習・司法修習生考試の内容等、合格後に必要となる情報提供・助言を行っている。

2 点検・評価

現時点では、学生に対するアドバイス体制は整備されていると考えることができる。

3 自己評価

A

[理由] アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

4 改善計画

特になし。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

成績は絶対評価により、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の5段階で評価される。これらの5段階は、以下のような基準で分けられている。

「秀」；当該科目の学習目標を十分に達成しており、全体として優れている。

「優」；当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しており、優れた成果を示している部分がある。

「良」；当該科目の学習目標について標準的な達成度を示しているが、最低限の水準を満たすにとどまる部分がある。

「可」；当該科目の学習目標について、全体として最低限の水準を満たすにとどまる。

「不可」；当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしていない。

可と不可の境界は絶対評価によって行っており、秀・優・良・可についても同様であるが、安易な成績評価を避けるため、個別科目の成績分布割合について秀 10%、優 20%、良 40%、可 30%という「成績分布の目安」を設けている。また、受講者数が著しく少なく、「成績分布の目安」が機能しない場合においても、安易な評価とならないよう厳格な成績評価を行うこととしている。

###### イ 成績評価の考慮要素

本法科大学院における成績評価は、原則として、定期試験（又は臨時試験）、中間到達度評価、平常点の3つの要素を6:3:1の割合で総合して行う。

定期試験は学期末に行われる記述式の試験である。中間到達度評価は、原則として授業の中間期の特定期間における、これまでの授業内容の到達度を確認するために行う試験による。

平常点は、小テスト、レポート、授業態度等により評価され、当該授業でいずれの方法が用いられるかは、シラバス上明示されるか、あるいは

は、初回の授業で担当教員より説明が行われる。

理由の如何を問わず、授業を3分の1以上欠席した場合、定期試験の受験資格が認められない。授業では毎回出席をとるが、これは受験資格確認のためであり、平常点として取り扱うものではない。

#### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

前記のように、可と不可の境界は絶対評価によって行っており、秀・優・良・可についても原則的に絶対評価としているものの、採点目安として各成績の比率が示されている。受講者数が著しく少ない場合にも、上記の基準に従い評価を行っている。不可の評価は絶対基準によるが、「当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしていない。」場合にこれに当たると設定している<sup>45</sup>。

#### エ 再試験

本法科大学院では再試験を実施していない。

#### オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員は、本法科大学院が一般的な指針として定めた上記の基準に従い成績評価を行っており、このことはシラバスに記載されている。

### (2) 成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価基準は、学生（在学生には3月、春入学生は3月、秋入学生は9月に）に配布される「学習ガイダンス」に記載されている<sup>46</sup>。

### (3) 成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

成績評価は、前述した成績評価基準に従い行われている。個別科目における成績評価基準等のばらつき、食い違い等を是正する趣旨から、期別ごとの成績評価の確定に先立ち法科大学院教授会において、相互チェック体制を敷くことにより、厳格にこれに対応しており、成績区分の分布目安から著しく乖離しているものや、少人数クラスで安易な成績評価が行われている疑いがあるもの等があれば、その場で是正が求められている。さらに、事前チェックで指摘された事項が改められているかについて、後日開催される教授会で確認している。各教員の作成した試験問題、採点済み答案、成績表（成績分布表も含む）は法科大学院事務室に

<sup>45</sup>A63 「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2017年度版」 49頁

<sup>46</sup>A63 「甲南大学法科大学院学習ガイダンス 2017年度版」 49頁

提出され、保管されている。

#### イ 成績評価の厳格性の検証

各教員の作成した試験問題、採点済み答案、成績表（成績分布表も含む）は法科大学院事務室に提出され、保管されている。

期別ごとの成績評価の確定に先立ち開催される教授会において相互チェックを行っており、成績評価が甘い等の意見が出た場合には、教授会で審議の上担当教員が評価を再検討し、変更を加えることとしている。かかる変更が適正になされているかを確認するために、成績が確定した後の直近の教授会において再度成績の確認作業を行い、事後的な検証も実施している。

#### ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

中間到達度評価と定期試験については、出題の趣旨などを解説し、試験の結果について講評した文書を試験実施後に答案とともに学生に返却するようにしている。また、定期試験終了後には、希望者に限っては、各学生の答案を検討しながら個別学生指導を行い、誤っている部分や理解が不十分な問題について指導・助言を行っている。

最終的な修了認定については、学年末の成績評価に関する教授会後に改めて教授会を開いて確認を行っている。学生が最低限修得すべき内容を修得したかを評価する方法としては、前述した成績評価に関する教授会における議論のなかで個々の学生の個別成績の評価とともになされている。

#### エ 再試験等の実施

再試験は実施しない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

厳格な成績評価を確保する体制は整備されていると考えている。ただし、本法科大学院の司法試験合格率が必ずしも高くないことを踏まえて、より厳格なものとする必要がないか再検討する必要がある。

### 3 自己評定

#### A

[理由] 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底し、成績評価が厳格に実施されている。

### 4 改善計画

8-2で述べる司法試験成績の個別開示の検証作業の中で在学中の成績との関連も検証することになる。特定科目について評価が厳格さを欠くと判断されれば、対応が必要と考えている。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，及び，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず，100単位程度までで設定されることが望ましい。

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

修了要件については，甲南大学法科大学院規則第7章修了要件（23条・24条）に定められている。本法科大学院における課程修了の認定は，原則として3年間在学し，必修単位・選択必修単位を修得し，合計104単位以上を修得すること，及び修了時GPA2.00以上という2つの要件を満たすことが求められている。GPAは，当該科目の学習目標についての標準的な達成度を示しているが，2.00を下回る場合には最低限の水準を充たすにとどまる部分があるとの評価を意味するので，GPA2.00以上なければ修了を認めないというのは，適切な基準といえる。

進級要件は以下のように定められている。法学未修者は2年次に進級するため，法律基本科目の単位を32単位以上（修得認定科目単位も含む）修得し，かつ，1年次終了時のGPAが1.70以上でなければならない。また，3年次に進級するためには，法律基本科目の単位53単位以上を含む60単位以上の単位（修得認定単位も含む）を修得し，かつ，2年次終了時のGPAが1.80以上でなければならない。法学既修者は，既修2年次に進級するために法律基本科目の単位53単位以上を含む60単位以上の単位（履修免除科目及び修得認定科目の単位も含む）を修得し，かつ，1年次終了時のGPAが1.80以上でなければならない。

法律基本科目をはじめ，各授業の内容は，各学生が法曹として最低限備えなければならないと考える知識・素養を涵養するのに必要であると本法科大学院が考えるものとなっており，必修科目のみならず，選択必修科目・自由選択科目について履修し，単位を修得することによって，その目的は達成できるものとなっている。

(2) 修了認定の体制・手続

本法科大学院の修了認定は、修了要件を充たした者について、法科大学院教授会と専門職大学院委員会の審議を経て、甲南大学長が行う（甲南大学専門職大学院規則 24 条）。<sup>47</sup>

(3) 修了認定基準の開示

修了認定の基準は、「甲南大学法科大学院学習ガイダンス」に掲載されており、履修ガイダンス等においても適宜周知している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2017 年度の修了認定状況は、以下のとおりである。

	判定 対象者	修了 認定者	修了 不可者	修得単位数		
				最多	最少	平均
未修	9 人	6 人	3 人	104	100	101.3
既修	5 人	5 人	0 人	106	104	105.0

なお、修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった 3 名は、いずれも修得単位数及び GPA が、修了に必要な要件を満たさなかったためである。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

本法科大学院を修了するためには、所定の単位を修得するだけでなく GPA 基準 2.00 以上を充たす必要がある。そこで、前学期ないし学年において成績が「可」であった科目について再履修を認める制度を採用している。これは、成績が「可」であった科目について、次年度（次学期）以降に再履修することを申請することができるものであるが、再履修が認められた場合、当該科目の成績「可」評価及び履修登録が遡って取り消され、当該科目の単位は、再履修申請をした時点で修得していない扱いになる。再履修することによって、各科目の「法科大学院生が最低限修得すべき内容」について基本的な知識を身につけ、その結果を定期試験などで示すことによって、「良」以上の成績をおさめる機会を提供している。

<sup>47</sup>A5 甲南大学専門職大学院規則 第 24 条。

司法試験合格率が必ずしも高くない本法科大学院においては、司法試験結果の検証作業がこれまで必ずしも十分になされてきていなかったが、2017年1月に入試検証委員会において、過去における入学試験の成績と司法試験の合格率との関係について本格的な検証作業を行った<sup>48</sup>。さらに、近年司法試験結果の通知にあたり、受験生に対して各科目別の成績が記載されるようになったことに伴い、この結果と本法科大学院の科目ごとの成績評価などとの関連性などを分析・検討し、教授会に報告された<sup>49</sup>。

なお、2018年2月にも、入試検証委員会等合同委員会において同様の検討を行い<sup>50</sup>、3月末の教授会に報告予定である。

(5) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(6) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

基本的には進級も含めて、修了については厳格な認定を行う手続が整備されていると評価できる。しかしながら、司法試験合格率が必ずしも高くない本法科大学院の現状に鑑みると、個別科目の成績評価のみならず、修了認定の厳格さが十分でないとも考えられるため、より改善を図る必要が認められるのも確かである。

## 3 自己評定

A

[理由] ) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されている。

## 4 改善計画

(4)で述べたとおり、今後本学修了者の司法試験の結果に関するデータを入手し、その分析を通じて問題点の明確化とそれについての対策の検討を行う。

---

<sup>48</sup> A64 2017(平成29)年1月16日入試検証/FD/自己点検・評価/教務合同委員会等議事録。

<sup>49</sup> A65 2017(平成29)年2月6日教授会議事録(抜粋)

<sup>50</sup> A66 2018(平成30)年2月20日FD/入試実施/入試検証合同委員会議事録

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

成績に関する問い合わせは、成績発表日（前期は9月、後期は3月）を含めて5日以内（ただし、日曜・祝日を除く。）に、教務部に対して行うことができる（「法科大学院の学修に関する取扱い<sup>51)</sup>」第16項）。この手続きでは担当教員が説明に当たることになる。これまでのところ、成績問い合わせに対する担当教員の説明で学生の理解を得ているが、さらに異議が申し立てられた場合は、教授会で対応を検討することになる。

定期試験・中間到達度評価・小テストの答えは採点・添削後に学生に返却している。各教員は、定期試験と中間到達度評価について解説及び講評を記載した書面を答案返却時に配布している。

定期試験終了後に希望者については、教員が答案をみながら個別に学習指導する機会を設けており、その際には学生から評価理由について質問することができる（上記5-4（2）参照）。

学生からの成績に関する問い合わせの状況は、以下のとおりである。

	前期	後期	計
2013年度	0	4	4
2014年度	5	4	9
2015年度	3	2	5
2016年度	1	1	2
2017年度	3	3	6

###### イ 異議申立手続の学生への周知等

法科大学院学習ガイダンスに記載し、周知している。（法科大学院の学修に関する取扱い第16項）

##### (2) 修了認定における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

<sup>51)</sup>A67 法科大学院の学修に関する取扱い

本法科大学院では、所定の単位を修得し GPA 基準を満たせば修了を認めることにしているため、修了認定に関する特別な異議申立手続は定めていない。成績・評価に関する異議申立手続によって学生の手続保障は果たされていると考えている。

もっとも、学生自身が認定単位数の計算や在学期間の確認などを行った結果、修了認定に瑕疵があったと考えるときには、もちろん不服申立てを認める必要があるため、法科大学院事務室にその旨申し出ることを認め、対応することになっている。

#### イ 異議申立手続の学生への周知等

上記の不服申立てについては、各年度版「学習ガイダンス」に掲載されている「法科大学院の学修に関する取扱い」に明示する形で学生に周知している。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

成績評価等につき、学生に対して異議申立手続が周知され、手続も整備されている。個別学習指導など成績評価に対して学生が説明を受ける機会があることなどから異議申立件数そのものは僅少である。仮に異議申立に対して学生の納得を得られない場合には教授会で対応策が講じられることになり、その際には担当教員以外の第三者の関与も当然にありうる。

### 3 自己評価

#### A

[理由] 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されている。

### 4 改善計画

特になし。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 現状

##### （1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

###### （ア）貴法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院では、法曹となるにふさわしい専門的な法律上の知識と問題処理能力、さらには、高い倫理感を備えた者に、課程の修了を認めて学位を授与することとしており、とりわけビジネスに関する幅広い知識と深い理解を得ていることを重視している。このことは、本法科大学院の掲げるディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）などからも明らかである<sup>52</sup>。

すなわち、修了要件を満たすと同時に、「法律実務を担う法曹となる使命感・責任感を持ち、それにふさわしい法曹倫理を理解するとともに、これを実践できる法曹専門職能力を身につけていること」「それらを踏まえ、甲南大学が経済界に有為な人材を育成してきた伝統を生かして、「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる「ビジネスに強い『甲南ローヤー』」にふわしい力を身につけていること。」このマインドとスキルを身につけた者に「甲南大学法科大学院の課程の修了を認め、法務博士（専門職）を付与」することとしている。

この内容は、日弁連法務研究財団の設定している①法曹としての使命・責任の自覚、②法曹倫理」という2つのマインドに沿うものと考えられる。また、7つのスキル①問題解決能力、②法的知識、③事実調査・事実

<sup>52</sup> A68 甲南大学法科大学院の修了認定・学位授与の方針

認定能力，④法的分析・推論能力，⑤創造的・批判的検討能力，⑥法的議論・表現・説得能力，⑦コミュニケーション能力についても，本法科大学院の修了生が備えるべきものと捉えており，後述するように本法科大学院のカリキュラムや教育内容にも反映されている。

#### (イ) 貴法科大学院による検討・検証等

本法科大学院で決定したディプロマ・ポリシーは，本学の建学理念を踏まえ本法科大学院の創設の理念に基づくものであり，原案作成から最終的に決定するまでの間に，FD委員会・教務委員会・教授会などにおいて議論が深められ，この間の議論を通じて教職員においても共通の認識となっている。また，上述したようにビジネスローヤーの養成という見地から，社会人に広く門戸を広げるための入試制度の改正や，それを支えるカリキュラムの変更，さらには地方公共団体の組織内弁護士の可能性の模索に至るまで，養成する法曹像や教育内容について検討・協議されてきている。この過程においても，それまでの教育内容の検証や今後のあるべき教育内容・教育方法などについて議論が深められ，現在の本法科大学院のディプロマ・ポリシーはこれらも反映したものである。

#### (ウ) 科目への展開

本法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要なマインドとスキルは，本法科大学院カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）<sup>53</sup>に基づき，本法科大学院の科目展開にも反映されている

マインドについては，「法曹倫理」により具体的な法曹としての職業倫理の教育をすると同時に，法曹としての使命や責任感についても折にふれて担当者の考えを示すと同時に，学生に自ら考えさせている。「民事裁判実務」や「刑事実務の基礎」などの法律実務基礎科目においても，法曹としての使命や責任感について学生に自ら考える機会を提供している。

スキルについては，1年次配当の必修科目「法情報調査」において，必要な条情報を漏れなく，かつ迅速に調査する能力を養い，同じく1年次配当科目で憲法・民法・刑法について設けられている「判例分析基礎」においては，法学未修者を対象に基礎的な事実調査・事実認定能力や法的分析・推論能力を養うことを目的としている。また，1・2年次配当の法律基本科目の各講義科目においては，法曹として必要となる基礎的法的知識や問題解決能力を涵養する。2・3年次配当の法律基本科目の演習科目においては，批判的検討能力や対話力・起案能力などを養うとともに，事実の認定や法的推論能力などを養い，双方向・多方向の授業により法的議

<sup>53</sup>A69 甲南大学法科大学院の教育課程編成・実施の方針

論・表現・説得能力を高めるとともにコミュニケーション能力を養うことを目標としている。3年次の「法文書作成」においても、法的議論・表現・説得能力や法的分析・推論能力を向上させることを目標としている。

本法科大学院においては、ビジネスに関わる法曹養成を目的としているため、ビジネス系の展開・先端科目においても法律基本科目に倣って講義系科目と演習系科目が設けられており、そこではより専門的な法領域において上記の各スキルが磨かれることになる。

最終的にマインドとスキルを身につけた学生を修了させる、ということはディプロマ・ポリシーに定められていると同時に、同ポリシー作成に至る教授会の議論などの過程においてすべての教員の共通認識となっている。

#### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

##### (ア) 貴法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として設定している内容については、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案））を踏まえて本法科大学院が定めた「教育スタンダード」を法律基本科目などで設定している（6-1-1を参照）。それ以外の各科目においても、それぞれ到達目標が設定されており、シラバスに明記している。「法曹倫理」における到達目標である「法曹三者固有の倫理を理解し、各々体得すること」は、マインドの修得を意味するものであり、各科目で設定している「教育スタンダード」は、主として法的知識・分析能力・表現能力などの側面に限られるが、各教員が教育するにあたって個々の学生のスキルを測る目安を具体化・可視化したものといえる。

##### (イ) 貴法科大学院による検討・検証等

2010年9月に「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を参考として、2012年度授業科目の学習内容・学習到達目標と『共通的な到達目標モデル』との対応表を『甲南大学法科大学院の「教育スタンダード」』として作成し毎年度改訂作業を行ってきた。この「教育スタンダード」を作成するにあたり、委員会や教授会で様々な議論が展開されたが、この過程において全体のカリキュラムの中で、講義科目・演習科目・総合系科目の学習内容・到達目標というものについて、教員間の認識を深められた。今日においても本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容がいかなるものであるかについては、「スチューデント・プロフィール」の記載やメーリングリストの議論などを通じて、個々の学生の指導方針や理解度の確認が行われるなどして教員間の認識を共有する機会が提供されている。このことは、リアルタイムで各学生が「最低限修得すべき内容」を各段

階で適正にクリアしてきたか否かの検証作業をしていることにもなる。

#### (ウ) 科目への展開

本法科大学院のカリキュラム・ポリシーは、「教育スタンダード」学習ガイダンス、各授業の「シラバス」以上 3 つの基本指針により、教育の内容と水準を維持するものとしている。

法律実務基礎科目において法曹としての倫理感・責任感を涵養するのは言うまでもないが、基礎的な法的知識を確実に身につけることなく、演習科目や総合系科目で学習する分析・推論、説得能力が身につくはずがないため、講義科目では基本的に各科目の最低限の法的知識を確実に身につけさせることを目標としている。「教育スタンダード」の設定においても、この点を意識して作成されている。それを踏まえて、2 年次以後の演習科目・総合系科目において、7 つのスキルである①問題解決能力、②発展的な法的知識を身につけるとともに、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的検討能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力を涵養することを目標としている。

本法科大学院の特色とも関係するが、広義のビジネスに関わる法曹としての展開・先端科目群などにおいて、ビジネス関連の法的知識やビジネス特有の思考方法などを身につけることを目標としている。前述したとおりビジネス系科目においては、講義科目と演習科目を配置して、より広く深く学ぶ機会を提供しており、これは本法科大学院の特徴といえる。

#### (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

本法科大学院修了者が備えるべき法曹に必要なマインドとスキルを学生に修得させるという観点の下、入学者選抜、カリキュラム、授業、成績評価・修了認定において以下のような取り組み・工夫がなされている。

##### ア 入学者選抜

入学者選抜においては、これから法曹教育を施すに当たっての適性を評価するが、本法科大学院が養成しようとしている広義のビジネスに関わる法曹として、企業や公務員などの有職社会人の受験生の掘り起しをしているところ、法曹になるための適性を適確に評価して社会人を入学させることにより、組織内弁護士の養成という目的も追及しようとしている。

##### イ カリキュラム

1 年次の講義科目から最終学年の総合系科目に至るまで、段階的重層的な教育を施すことにより、法的思考力や論理力、対話能力が磨かれるように配慮されている。

法律実務基礎科目において、2 つのマインドが涵養されることを目的としている。

## ウ 授業

双方向・多方向の授業を行うことで、学生の批判的検討能力や法的分析能力や表現力などのスキルが養われることを目的としている。

## エ 成績評価・修了認定

厳格な成績評価と修了認定がなされており、本法科大学院が掲げている法曹としてのマインドとスキルを身につけた者のみが修了可能なものとなっている。(8-1) なお、過去5年間における修了者の司法試験合格率の現状をふまえて、教授会・教務委員会において検討を重ねた結果、2015年度以降入学生においては、GPA要件の導入を含む進級条件の厳格化を行っている。近年は、修了後1年目の修了生における司法試験合格率が上昇傾向にある。

加えて、教育体制、FD、学習環境においては、次のような取り組み・工夫がなされている。

### (ア) 教育体制

法律基本科目については十分な数と十分な教育能力を有する専任教員・実務家教員を有しており、また、展開・先端科目においては、十分な教育能力を有するビジネス系の担当教員が配置されており(3-1)、ビジネスに関する法曹養成に携わっている。

### (イ) FD

FD委員会の主導の下、授業アンケートや授業参観など、教育を施す側の教育内容改善のための体制は整備され、教員の参加率も高い。(4-1)  
(4-2)

### (ウ) 学習環境

学習支援の面において、少人数クラス編成であることにより、きめ細かな教育ができており、「スチューデント・プロフィール」や、アカデミック・アドバイザーも含めた教員間のメーリングリストにより、個々の学生の学習レベル・弱点・他の教員の指導内容などが広く共有されていることは、本法科大学院の特徴といえる。これにより教員全体として、個々の学生の法的知識や思考力などのスキルを磨くうえで、弱点を補い、より進んだ学習に導くことが可能となっている。また、科目等履修生制度の利用者が増加してきたことにより、個々のクラスの学生数も増加傾向にあると同時に、それら外部の履修生の多様な経験が授業に反映されることもある。制度面においては、昼夜開講制度を導入していることにより、夜間に法科大学院で学習するケースとして、たとえば、夜間主の学生と自主ゼミを行ったり、昼間主の学生が夜間に開講している苦手科目を聴講したりするなどの活用が考えられ、それが可能な体制が整っている。岡本キャンパスに

においては各学生に1つのキャレルが与えられているため、自習する環境も整っている。また、他の法科大学院と比較して奨学金制度が非常に充実しているため、アルバイトなどで貴重な学習時間を取られる心配はなく、経済的にも勉強に専念できる環境にある。

最後に、法科大学院全体としての自己改革の取り組み・工夫として、昼夜開講・秋入学制度の導入による新たな需要の掘り起こしを行っている。加えて、過去に授業に間に合わない有職社会人学生が散見されたことなどを踏まえて、通学の便宜を一層図るため、交通至便の地にある西宮教室を開設するなど、法曹志願者が年々減少するなか、本法科大学院は常に自己改革の努力を続けている。

### (3) 特に力を入れている取り組み

有職社会人の入学を促す上で、西宮教室における夜間開講の安定的な実施には特に力を入れている。これは、平日の夜間に実施する6限目、7限目の全科目を西宮教室において「テレビ会議方式・遠隔授業」方式で受講するものである。現在まで、「テレビ会議方式・遠隔授業」であることが学習指導の面で問題を生じたことはない。質疑応答も円滑に行えている。資料の配布においても事前に学内便で配布準備をし、MyKONAN(学習ポータルサイト)にも授業データを掲載してダウンロードできるようにしている。講義自体も岡本教室、西宮教室両サイドで録音録画を行っており、欠席の場合、予復習の必要がある場合等に貸し出している。

### (4) その他

ビジネス・マインド涵養のためのビジネス系科目設置に関連して、本法科大学院は、筑波大学法科大学院との間で単位互換協定を締結している。現在は、筑波大学から「自治体法務」、本法科大学院から「登記実務」を配信しているが、ICT活用によって他地域・他大学と協力してこれを拡大することができるか実験を試みている。2017年8月に、静岡大学の協力を得て3大学を結ぶ学習指導(事例問題の分析方法をテーマとする)を実験的に実施した。この方法に習熟できれば、他大学と連携して法律基本科目に関する授業の配信、自治体と連携してリカレント科目など実務に役立つ科目の配信などが実現できる。2018年にも実験的に同種の企画を実施する予定である。

## 2 点検・評価

本法科大学院においては、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されている。入試において法曹となるにふさわしい適性を持った人材を選抜し、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するためのカリキュラム等で適切な教育を施し、厳格な成績評価・修了要件を設け

ることで「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていると評価できる。

### 3 自己評定

A

[理由] 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されている。

### 4 改善計画

法曹に必要なマインドとスキルの養成については、今後も現行の取り組みを充実・強化していく予定であるが、わが国の法曹養成制度の今後の展開や周辺環境の変化に応じて本法科大学院も不断に現状を検証し、新たな課題へ取り組む必要があると認識している。